

等を計画的に推し進めることが緊要と考えられるのであります。

この法律案は、右に申し述べました趣旨に基づき、果樹についての長期見通しを立てるとともに、合理的な果樹園經營計画に基づく樹園地の集團化及び農作業等の共同化を積極的に推進す

べり、農業の健全な発展に寄与しようとするものであります。

次におもな内容について御説明申し上げます。

まず第一に、果実生産の安定的拡大に資するため、農林大臣は、果実の需要の長期見通しに基いて、主要な果樹の種類ごとに、植栽及びその果実の生産についての長期見通しをたて、これを公表することとしております。

第二に、果樹農業者の集団または果樹農業者が構成員となつて、法人化が、その果樹園經營の合理化をはかるため果樹園經營計画を作成しようとする場合に、国及び都道府県がこれに適切な指導を行なうこととするとともに、当該經營計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、農林漁業金融公庫からの植栽資金等の貸付並びに国及び都道府県による助言指導等を行なうこととしております。

第三に、国及び都道府県は、果樹農業の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するため、生産、流通、価格等に関する情報の提供、果樹農業者に対する優良苗木の供給の円滑化のための援助、その他果樹農業の振興のために必要な援助を行なうように努めることいたし、またこれとも関

連して果実の生産、販売等についての報告を徴収することができるることとしております。

第四に、果樹農業の振興に関する重要な事項を調査審議するため、農林省に果樹農業振興審議会を設置することと

あります。この意見もありますので、開拓農業の確立を促進しようとするものであります。

第五に、以上と関連して、附則で農林省設置法及び農林漁業金融公庫法に所要の改正を施しております。

以上がこの法律案のおもな内容でござります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いする次第であります。

統一して、開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

戦後の開拓事業もすでに十五年を経過し、現在約十五万戸の農家が開拓地において農業經營を続けております。これら開拓農家のうちには、一部安定化、農畜舍、大農具、大家畜等の基本的施設については、開拓者資金金融通法による政府の貸付金及び農林漁業金融公庫資金を融通することになつておりますが、肥料、飼料、農薬、肥育牛、その他中小家畜など、短期、中期の資金については、開拓融資保証法により債務保証を行なつて、系統機関からの融資保証協会が開拓農協の債務を保証する建前になつております。

開拓融資保証制度の仕組みをいたしましては、中央及び各都道府県の開拓融資保証協会が開拓農協の債務を保証するため、中央開拓融資保証協会の資本金五億九千五百六十二万円のうち、四億九千五百円は政府が出资いたしております。しかし、開拓者の資金需要の増大により、現在の資本金による融資ワクでは不十分でありますので、昭和三十六年度において、中央開拓融資保証協会に対する政

物に対する需要にも変化が生じ、澱粉質食糧よりも蛋白質食糧等の消費増大の傾向が現われてきたこと、また農業から他産業への労働力移動の現象が見られ、農業就業人口は減少し始めてきたこと等農業と農業を取り巻く条件の変化はまことに著しいものがあります。

このようないわば農業が曲りかどに生きるという事情を背景にして、産業、経済の重要な一部門として農業も国民経済の成長発展に即応して他産業におくれをとらないよう生产性向上し得るようになるとともに、農業従事者も他産業従事者と均衡する生活を営むべきをとらねばならないようになります。

○委員長(藤野繁雄君) 農業基本法

(閣法第四四号) 及び農業基本法案(衆

院第二号) いずれも予備審査の二法案を

提出いたしました。

提案理由の説明は終わりました。三案

可決下さるようお願いいたします。

については、本日はこの程度にいたし

ます。

○委員長(藤野繁雄君) 以上で三案の

提議理由の説明は終わりました。三案

可決下さるようお願いいたします。

○委

に農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営み得るようになりますことを目途として農業の発展と農業従事者の地位の向上をはかることにあるものとしております。

第二に、この目標を達成するため、国は、農業政策のみならず、政策全般にわたって必要な施策を総合的に講じなければならぬこととしておりますが、この際重点的に配慮すべき方向づけとして(1)農業生産の選択的拡大、(2)農業生産性の向上と農業総生産の増大、(3)農業構造の改善、(4)農産物の流通の合理化、加工の増進及び需要の増進、(5)農産物の価格の安定及び農業所得の確保、(6)農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定、(7)近代的な農業経営の担当者たるにふさわしい者の養成及び確保と農業従事者及びその家族がその希望と能力に従つて適当な職業につき得るようにすること、(8)農村の環境整備等による農業従事者の福祉の向上の八項目を明らかにしております。これとともにこれらについての施策が画一的でなく、地域的に自然的經濟的社會的条件を十分考慮して行なわれるべきものとしております。

第三に、諸施策を実施するため必要な法的上、財政上の措置を講じ、また農業従事者が必要とする資金の適正円滑な融通をはからなければならないこととしております。

なお、施策を講ずるにあたつては、農業従事者等の自主的な努力を助長することを旨とするものであることを明らかにしております。

第四に、政府は、毎年、国会に、農業の生産性及び農業従事者の生活水準

の動向とこれらについての政府の所見を含む農業の動向に関する年次報告書を提出し、またこの報告にかかる動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならないこととしております。

以上が総則のおもなる内容でござりますが、第二章ないし第四章におきましても、農業生産、農産物等の価格及び流通、農業構造の改善等に関し必要な施策の方針をそれぞれ明らかにすることいたしております。

すなわち、農業生産に関する第二章におきましては、農産物の需要及び生産の長期見通しを立てて公表することと、農業生産の選択的拡大、農業生産性の向上及び農業総生産の増大をはかるため、右の長期見通しを参考して生産に関する必要な施策を講ずること、農業災害についてそれぞれその方針を明らかにしております。

農産物等の価格及び流通に関する第三章におきましては、まず重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正する施策の重要な一環として、その価格の安定をはかるため必要な施策を講ずることとととしております。

農業構造の改善は、土地条件を総合的に検討して、施策の万全を期していくこととしたほか、農産物の流通の合理化等についての施策、輸入農産物との関係の調整、農産物の輸出の振興について必要な施策を講ずることとしております。

農業構造の改善等に関する第四章におきましては、家族農業経営の健全な発展、協業の助長、兼業農家の安定などに重点を置いております。まずわが

國農業のない手としての家族農業經營の近代化をはかつてその健全な發展をはかるとともに、できるだけ多くの家庭農業經營が自立經營になるように育成するため必要な施策を講じ、また協業を助長して家族農業經營の發展、農業の生産性の向上、農業所得の確保等に資するため、農業協同組合組織のほか新たに農業生産法人の道を開くなどの施策を講ずることによって、家族農業經營とその協業組織が相並び相補的ながら、農業經營の近代化に資するようにならうと存じております。そのため、農地についての権利の設定または移転の円滑化のため農業協同組合が農地の信託を引き受けることができるようにして、また近代的な農業經營の担当者たるにふさわしい者の養成、確保等のため教育、研究、普及の事業の充実等をはかることとしております。さらにわが国家農業經營の過半は、いわゆる兼業によつて家計を維持安定させていく実態にかんがみまして、その家計の一そりの安定に資するとともに、農業従事者及びその家族がその希望と能力に従つて適当な職業につき得るよう就業機会の増大その他の施策を講ずることといたしております。

○委員長(藤野繁雄君) 速記を始めし、さらに価格安定の施策の結果を総合的に検討して、施策の万全を講ずることといたしておられます。

○委員長(藤野繁雄君) 速記とめて。

(速記中止)

○委員長(藤野繁雄君) 速記を始めし、さらに土地条件等の整備を基盤として、農地保有の合理化、農業經營の近代化等を総合的に実行なつて初めて実効を期し得ることも多いと思われますので、そのため必要な施策を講ずることといたしておられます。

○委員長(北山豊郎君) 私は提案者を代表して、社会党の農業基本法案について、提案の趣旨及び内容の概要を御説明いたしたいと存じます。

まず前文の中に本法案作成の根本的態度を打ち出しておますが、第一に、わが国の農業が今日なお過小經營の形で、土地利用その他の生產条件が立ちおくれ、農村の生活文化が前近代的状態にあるのは、農民の責任ではなくして、昔から時代の支配層によつて搾取され、抑圧され続けた結果であるという認識に立つて、これらの歴史的な悪条件を除去して、農民の所得と生活を豊かにし、都市と農村の文化的格差を解消することは国の政治の責任だと考えるのであります。この点は政府

案の前文にあるように、農民の果たしてきたり、任務と使命が今後においても変わることなく続けられることを期待する態度とは異なり、農業及び農民の過去における被抑圧者としての試練と困難を再び繰り返してはならないとの決意に基づいているのであります。

第二に、戦後において、農地改革や農村民主化によって一時向上した農民の地位が低下し、他産業との所得格差が開いて来たのは、大資本の支配力の復活によって、生産、価格、流通などの経済上の圧迫を受けたからであり、それゆえに、農業を自由経済に組み入れ、貿易の自由化によって国際競争にさらすことは、比較的大きな農家の自立をも困難にするものであり、農業の発展はこれによって阻害されると考えるのであります。

この点は政府案が、他産業の高度成長に即応し、依存しつつ、農業の部門にも資本主義経済の合理性を浸透させ、農業経営を企業として自立し得る経営型態に再編しようとして、保護、農業型態に再編しようとして、保護、農業の諸原則を第八条に規定する通り国土実測調査を推進し、土地利用計画、利用区分を定め、農用地とすべきものについては、国有地は払い下げまたは貸し付けをし、民有地、公有地は買収または利用権の設定などにより農地を拡張して、農民及びその共同体に利用せしめようとするものであります。

われわれは以上の見地から、國が從来より一層の積極的態度をもって、計画的に、農用地の拡大、土地条件の整備を行ない、共同化による経営の拡大と近代化を進め、農畜産物及び農業用資材の循環流通面の適切な施策を行なつて、農業の発展と農民の地位と生活向上を固く期待しておるのであります。

われわれは農業生産を拡大し、自給度を高め、農民の所得と生活の水準を他産業のそれと同一の水準にまで向上させようとするものであります。そ

のためには第一に必要なことは農用地の拡大であります。農用地をふやすことに零細經營の改善と畜産、果樹の振興は不可能であります。政府の基本法はほとんど農用地の拡大に触れず所得倍増計画も、十年後の農用地は依然として六百万ヘクタール、すなはち現状維持であります。

わが国の農地の全地面積に対する比率は耕地一五%、草地四%計一九%

にすぎず、英國の八〇%、フランス六

二・七%、イタリア六九・四%、米国

五六・八%、インド五一・五%及び山

国であるスイスの五二%に比してさわ

めて低いのであります。

社会党は、当面、畑と草地三百万ヘ

クタールの開発を行なつて、農用地の

率を三〇%に引き上げようとするもの

であります。このため土地利用高度化

の原則を第八条に規定する通り国土

実測調査を推進し、土地利用計画、利

用区分を定め、農用地とすべきものに

あります。このため土地利用高度化

の原則を第八条に規定する通り国土

実測調査を推進し、土地利用計画、利</p

るような措置を目標とするものであります。

その他第八章には、災害防除、災害復旧についての国の責任を明らかにし、災害による損失補償については、これが完全に補償されるよう十分な措置をすることを定めておるのであります。

また第九章には、農民の権利と地位の向上には農民組合その他農民の自主的組織を育成することとし、同時に農産物の価格決定に参加する権利を認めています。

特に社会党の基本法第十章に強調しているのは、農村の生活文化の向上であり、都市と農村の文化的格差の解消が、衣食住の生活改善、ことにおいております。おくれている農村住宅の改造と部落生活集団化を推進し、交通、通信、電気、水道、文教、保健、社会保障の諸施設を整備するため別に、農村生活近代化法という立法措置を準備中であります。農村の前近代的住宅様式、草葺屋根などの解消、不良老朽住宅の改造などは政治の盲点ともいべき問題であります。農村の住宅政策はあっても農村住宅政策がなかつた欠陥はすみやかに改めなければなりません。また、農業従事者の六割は婦人であり、婦人はさらに重い家事、育児の仕事を担当し、農村の婦人労働ははなはだしく過重でありますので、その軽減と婦人の地位の向上について特に強調いたしていります。

以上申し述べた農業の生産、需給、流通、価格、經營の改革はいずれも国の責任と長期の農業計画に基づき、実行する必要がありますので、政府は長期農業計画並びにこの年次計画を国会に提出します。

に提出しその承認を受けるものとし、また計画に必要な予算金融措置を義務づけて、計画の実行を確保することといたします。

また、政府の諮問機関として、農政審議会を設け、農業計画の議決及び必要事項を政府に建議する機関とし、その中には農民の代表を含めることとしたしております。

以上は本案の主要な内容であります。が、これは社会党の農業政策の基本と実現するためには多数の問題を必方向を示したものであり、この原則を実現するためには多數の問題を必

要といたしますので、本法案に引き続いて、主要なものはすみやかに国会に提案し、われわれの農業政策を明らかにいたしたいと存じますので、あわせて御審議を願いたいと存じます。

今日の曲り角にきているといわれる農業問題を解決する道は國が從来以上

の責任をとり、前向きの施策を進めることが必要であり、政府の基本法のよ

うに、他産業の成長を頼りにして、農業を弱肉強食の資本主義の競争に投げ込むことではないと信じます。

ことに、最近の経済の動向は、アメリカ経済の不況、ドル高騰などの影響で、政府の高度成長政策の前途は樂觀を許しません。国際収支の悪化、引き締め政策によつて、所得倍増どころか、都市に移行した農村人口が農村に逆流しないとは、何人も保証し得ない

と存じます。

この情勢の中で、われわれの農業それが自体の発展によって、農民の所得と生活を高めようとする農業基本法案の正しさを確信し、各位の理解ある御審議と御賛成を期待するものであります。

○委員長(藤野繁雄君) 以上で両案の提案理由の説明は終わりました。両案について、本日はこの程度にいたしました。

また、政府の諮問機関として、農政審議会を設け、農業計画の議決及び必

要事項を政府に建議する機関とし、その中には農民の代表を含めることとした

おありの方は、順次御発言をお願いいたします。ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ

て。それは暫時休憩し、午後は一時から開会いたします。

午前十一時二十一分休憩

午後一時二十六分開会

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから

農林水産委員会を開会いたします。

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(閣法第四十七号)を議題といたします。

○櫻井志郎君 きょう資料がなければ

簡単にお答えいただけてこうなんですが、人工造林における病害、病虫害

と言わぬいで病害、あるいは病虫害で

もいいんですが、それともう一つは、鼠害、ネズミあるいはウサギ等の被害

とでもいまよろしく、動物の被害、

何かそういうものの統計がありますか。あつたらその数字をお聞かせいた

だきたい。

○政府委員(山崎齊君) これらに対す

る統計は、人工林だけというふうには実はなつていないのでございますが、天

然林も合わせて被害面積等の調査はいたしておりますが、これにいわゆる生長阻害といふようなものが入つて、統計上も非常に不正確な面もあります。的確なものではありますまい。

問題がありまして、統計上も非常に不正確な面もあります。的確なものではありますまい。

おありの方は、順次御発言をお願い

います。

病害につきましては、被害面積が八百三十三ヘクタール、それから損害額が百二十万円、それから虫害は被害面積が五十八万八千ヘクタール、損害額が十一億三千七百万円、それからネズミによる害は被害面積三万八千町歩、損害額が一億四千八百万、それから野兔によるものが四万七千町歩、損害額が二億一千百万円、その他の獣類による被害がイノシシその他であります。前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○櫻井志郎君 きょう資料がなければ

簡単にお答えいただけてこうなんですが、被害面積で一万九百町歩、損害額が六百五十四万円といふようになつてます。前回に引き続き質疑を行ないます。

三年度について調査したのであります。これの人工林、天然林別の内訳と

いうふうな点は、実は明確になってお

りますが、被害面積で一万九百町歩、損害額が六百五十四万円といふようになつてます。前回に引き続き質疑を行ないます。

三年度について調査したのであります。これの人工林、天然林別の内訳と

いうふうな点は、実は明確になってお

りますが、被害面積で一万九百町歩、損害額が六百五十四万円といふようになつてます。前回に引き続き質疑を行ないます。

○櫻井志郎君 これは天然林、人工林合計したもののが被害想定額、そこでそ

うだとすれば、おおむねその中で人工林はそのうちの何パーセントとか何とか、そういう推定はできますか。

○政府委員(山崎齊君) お話しの通

り、これは天然林、人工林合計したものの被害の見込みであります。これ

は人工林、天然林にそれを分けたと

いうようなものはないのであります

が、おおよその見当からいきますと、

被害面積におきましては人工林、天然林大体まあ半々程度のものじゃなかろうかというふうに考えております。

○櫻井志郎君 まあ非常に大きっぽく見て三十三年だけいいましても病害、虫害、獣類の被害等合計いたしますと約十億近い金になる。非常にざつぱに見てそだ。また人工造林だけで五億見当、まあ人工造林がだんだんふえれば、被害も漸次大きくなるということも推定できるのではないかと思

うます。そこでそろした被害を防除するため、あるいは三十三年、四年、五年あるいは六年といふうに、どの程度防除のための予算を組んでおられるか。

○政府委員(山崎齊君) 森林病害虫等の防除のために投下しております事業費と国庫の助成額といふものを申し上げますと、三十五年度におきましては事業費を四億四千七百万円、これに対する国庫費が二億三十八万五千円、それから三十六年度におきましては事業費が少し減少いたしておりますが三億七千五百六十万八千円、それに対する国庫費が一億七千十三万七千円といふことであります。

○櫻井志郎君 今の長官からのお話の資料では、病害、獣類被害等被害が増加の傾向にあるのか、あるいは減少の傾向にあるのかですね、三十三年の傾向だけを言わわれたのですが、傾向としてはどうですか。

○政府委員(山崎齊君) この廃除に要します予算の中で割合大きい部分を占めておりますのが、御存じのようにな

ツクリュームの経費ですが、これは年々まあ減少の傾向にあるのであります。

で、全体といたしましても、ふ

えるといふやうな傾向はないよろに考えます。

○櫻井志郎君 防除に対する政府の補助だけで、防除事業はどうなつてあるかということは言えないと思いますが、三十五年度に比べて三十六年度予算案を見ますれば、林野庁の組合防除事業費が四億四千から三億七千に減つております。減つておるということは、減らしていいということであつたのかどうですか。長官でなければ課長でもけつこうですよ。

○政府委員(山崎齊君) これが三十五年度に比較しまして三十六年度減少いたしました一番大きい理由は、三十四年度におきます伊勢湾台風というようなもので相当大きい被害木を生じた関係で、三十五年度におきましてはこれに対する駆除を行なわなければならぬということで、特別の大きい予算をそれに組んだといふやうな経緯と、北海道におきます野ネズミの発生といふものに対する駆除を行なわなければならぬといふことで、特別の大いき予算を三十四年度、五年度続ぎまして今までなく異常発生だつたといふやうな原因で、これに対しまして特別の駆除費を計上した、そういうものが三十六年度におきましては一応そういう事情が消滅したといふやうな関係で、予算費を計上した、そういう経緯になつております。

○櫻井志郎君 防除事業費、三十五年度の防除事業費は異常な防除事業費であつた、こういうふうに了解していいわけですね。だとすれば三十四年度に比べて三十六年度はどうなつておるか、三十六年度の事業費三億七千といふのは、三十四年度はそれに見合つるのは幾らであつたか。

○政府委員(山崎齊君) 三十五年度におきまして先ほど申し上げました國費二億円という中には、先ほど申し上げましたような事情に基づく予備費が三千三百万円ばかり入つております。三十四年度におきましては事業費が四億一千六百三十五万円、國費が一億九千九百三十四万円であります。三千三百四十一万円の中には、以上

の野兔、伊勢湾台風の関係で予備費を流用いたしましたものが三千九百六十億七千ですか、それがおおむね妥当な駆除費、こういうふうにあなたの説明からは一応私はそろ理解しておきます。年度の事業費で三億七千、國費で約一億七千ですか、それがおおむね妥当な駆除費、こういうふうにあなたの説明からは、これは一つ妥当な方法を講じておけば、被害の防止も可能であるし、従つて扱い方は別途に考えていくという考え方、これは出るわけですが、あなたの方の人工造林においては、從来火災に関してだけ保険制度はあつた。そこで法律改正をやって、気象災害も入れていて、その考え方についてはもちろん賛成なんですが、病害、あるいは獸類の被害といふものは、現在の時点においても将来においても保険の対象として考える必要があるらしいと思われるか、ないと思われるならその理由、考え方ですね、ぜひお聞きしたい。

○政府委員(山崎齊君) お説の通り、これまでおきまして国費で一億七千万と分に行なわれるといふわけにはなかなかいかかぬかと思つておるのであります。が、先ほど申し上げましたように、從来におきましてはこの害虫ごとにそれぞれ駆除の予算をきめまして、それで運用していくといふやうな実態であったのであります。最近におきましてはその予定しないような害虫等が発生するといふやうな事情もありますので、この国費の中で約二千万円ぐら

機動的に、著しく蔓延しないうちに非常に有効的にやれるよろにといふ意味で、そういう突發害虫駆除費といふのも設定いたしてやつておるわけでありまして、こういふものをうまく活用して、害虫が発生しましても、初期の段階で十分効果を上げるよろな運営をいたして參りたいといふに考えております。

○櫻井志郎君 農業灾害、農作物の災害補償等については、だんだん技術が発達してくるから、病虫害防除といふものは、これは一つ妥当な方法を講じていけば、被害の防止も可能であるし、従つて扱い方は別途に考えていくという考え方、これは出るわけですが、あなたの方の人工造林においては、從来火災に関してだけ保険制度はあつた。そこで法律改正をやって、気象災害も入れていて、その考え方についてはもちろん賛成なんですが、病害、あるいは獸類の被害といふものは、現在の時点においても将来においても保険の対象として考える必要があるらしいと思われるか、ないと思われるならその理由、考え方ですね、ぜひお聞きしたい。

○政府委員(山崎齊君) お説の通り、これは農業等と異なりまして、森林における駆除の予算をきめまして、それで運用していくといふやうな実態であったのであります。最近におきましてはこの害虫ごとにそれぞれ駆除の予算をきめまして、それで困難だといふやうな関係にあるといふことは、お説の通りであります。ただ、この病虫害等で被害を受けまして、もちろん防除もできるだけやるわけありますが、そろいふものによりますと、被害防除につけて、あらん防除もできるだけやるわけがありますが、そろいふものによりまして、まあ最も大きい問題として考えられるものは、成長阻害といふようないふうなものに発生しましたものを

の成長阻害といふやうなものをどういふふうに評価し、見ていくのかといふことで、保険に入れるための技術上の問題について、この際成案が成り立たないから、従つて今場では保険といふことは考えられないのだといふ御説明のようです。そこで将来の問題として保険の方にこの問題を取り上げることが可能であり、もしくは可能である場合に、その方がいいということか、もしくはそうした成長阻害を起すものも、きわめて不十分な形で資本的なものも、きわめて不十分な形でしかないといふやうな現状にありますので、この保険等の制度に、こ

ういうものを乗せまして、一体どういふふうに保険といふものが運用できるだろうか、成り立つかどうかといふよな点につきましての検討も、まだほんの段階で資料的なものも、きわめて不十分な形でしかないといふやうな現状にあります。そこで将来の問題として保険の方にこの問題を取り上げることが可能であり、もしくは可能である場合に、その方がいいということか、もしくはそうした成長阻害を起すものも、きわめて不十分な形で資本的なものも、きわめて不十分な形でしかないといふやうな現状にありますので、この保険等の制度に、こ

ういうものを乗せまして、一体どういふふうに保険といふものが運用できるだろうか、成り立つかどうかといふよな点につきましての検討も、まだほんの段階で資料的なものも、きわめて不十分な形でしかないといふやうな現状にあります。そこで将来の問題として保険の方にこの問題を取り上げることが可能であり、もしくは可能である場合に、その方がいいということか、もしくはそうした成長阻害を起すものも、きわめて不十分な形で資本的なものも、きわめて不十分な形でしかないといふやうな現状にありますので、この保険等の制度に、こ

ういうものを乗せまして、一体どういふふうに保険といふものが運用できるだろうか、成り立つかどうかといふよな点につきましての検討も、まだほんの段階で資料的なものも、きわめて不十分な形でしかないといふやうな現状にあります。そこで将来の問題として保険の方にこの問題を取り上げることが可能であり、もしくは可能である場合に、その方がいいということか、もしくはそうした成長阻害を起すものも、きわめて不十分な形で資本的なものも、きわめて不十分な形でしかないといふやうな現状にありますので、この保険等の制度に、こ

ういうものを乗せまして、一体どういふふうに保険といふものが運用できるだろうか、成り立つかどうかといふよな点につきましての検討も、まだほんの段階で資料的なものも、きわめて不十分な形でしかないといふやうな現状にあります。そこで将来の問題として保険の方にこの問題を取り上げることが可能であり、もしくは可能である場合に、その方がいいということか、もしくはそうした成長阻害を起すものも、きわめて不十分な形で資本的なものも、きわめて不十分な形でしかないといふやうな現状にありますので、この保険等の制度に、こ

よりとしている。保険に縛り入れようとするものの被害が二億六千七百万ですか、約十分の一の被害なんですよ。そういうふうな三十三年の統計をやつてみると、そういうふうになつておる。従つてこの病虫害の、野風、野兔を含めての病虫害の被害が気象災害の約十倍の額になつておる。それに対しても長官がおっしゃるように、三十五年度、三十六年度のこの病虫害防除の予算といふものが一億七千万であるわけです。三十五年も三十六年も一億七千万のようござります。しかも、これは損害に対して補てんをするというものではなくして、あくまでも防除費の事業費、あらかじめ防ごうというための経費であるわけですね。もちろん発生したものに対して防除することも含まれますが、そういう性格の補助金として一億七千万、事業費で四億幾ら、あるいはここ三億七千万ですか、そういう説明であつたわけなんですが、そりしますと、これは病虫害で出ました損害に対しては、今のところ何らの保険措置もなければ補償措置もない、これが実態ですよ。ですからこれは櫻井委員のおっしゃるよう、将来保険の中に入れるか、さもなくばこの被害がなくなればいいのですけれども、被害の状況を年々見てますといふと、一定した傾向というものはちょっと見出せない。その年によつて多いときあるし、もう倍以上になつておるといふ状態で、一定した傾向だなんといふのは抑えられないような状況にあるようです。従つて、これは科学的に相当の防除をやれば、だんだん減つていつてなくなつてしまふといふような性格のものではないようです。であ

りますから、やはり急激に風害が
あつたり何かいたしますと、その翌年
は害虫の発生が非常に猛烈で猛威をき
わめる。こういふようなことで、気色
災害と病虫害というものは、やはり
切つても切れない因果関係を持つてお
る、そういうふうに思うのです。従つて、
どうしても病虫害の防除費だけでは
は完全ではないんじやないかといふと
うに思います。従つて、これは私は何
らかの方策を考える必要があるのでは
ないか、このように思います。従つて、
これは櫻井委員からの意見もあると
ようござりますから、十分一つ検討
をしていただきたいと思います。

○亀田得治君 ちょっと閑通して。病
虫害の被害ですね。先ほど長官のお説
えになつたのと何かだいぶ違つような
感じを今受けたのですが、その点はどう
うなんですか。

○政府委員(山崎彦君) 先ほど北村先
生のお話になりましたものと私が申
し上げたものと、だいぶ違つてあるよ
うに、実は私も気がついたのであります
が、この点、もう少しよく調査させま
していただきたいと思います。

○北村暢君 今のやつは統計要覽に
はつきり出しているのですよ。私はゆく
べこれを一生懸命説んで調べてきたの
だから、だからあなたの言つているこ
とと違うのだ。だからそれは、ないの
じやない、数字があるのですよ、ちや
んと。だからその点は一つ検討してみ
らつて……。

○櫻井志郎君 委員長、ちょっと速記
をとめて下さ。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめ
て。

○委員長(藤野繁雄君) 速記を始めます。前回は、この問題について、おおむねは、半分になつていて、もう一べんよく調査させていただきたいと思います。

○北村暢君 これは大事な問題です。農業の方は病虫害が今適用になります。そしてこれは確かに被害の定をするのにむずかしいです。むずかしいですが、農業の方は、これは適になつておるわけです。でありますから、私は被害の内容からいっても、十三年度の例からいって、今保険にされようとする気象災害よりも、病虫害の方が十倍の被害額になつておつて、その十倍のものが何を行政的に措置されない。ここに問題があると思うのです。だから、この点は一つ調査して、どういう対策をとられようとするか、一つ、次の機会でようございまから、答弁をしていただきたいと思います。

それから次にお伺いいたしたいのは、気象災害の三十四年度、特に三四年度が気象災害が大きいわけなんですが、これについて、私は、天然林の人工林別の被害面積、それから被害石数、被害額、これは数字の問題ですから、すぐお答えになれないかもしませんけれども、おわかりになつてしまふたら、一つお知らせ願いたいと

○政府委員(山崎育君) 先般資料といたしまして、このうちに提出しましたものの三ページにあるのであります。これは人工林についてだけ掲上いたしたものであります。天然林につきましては、これには掲上いたしておらないのであります。林についての調査は概要はできておると思ひますので、資料として提出いたしたいと思ひます。

○北村暢君 そこでお伺いしたいのは、今度の法案では人工林しか適用にならないわけですね。それは、被害額の査定といふものが非常に困難だとうこともわかるのであります。気象災害を新たに適用するということになりますと、凍霽害、それから雪害といふものは、幼令林に非常に多く出てくるのでありますけれども、風害、水害といふのは、これは人工林でもあるいは天然林でも相当な被害が出てくる可能性は十分あるわけです。特に風害等については、二十九年の災害ですか、あるいは伊勢湾台風等において相当被害が出てきているわけなんです。従って、気象災害を入れるということになるといふべきじゃないか、こういうよろしく感じがするのです。従つて、どうしは相當出てくるのでありますから、入るべきだなあと思ひます。

○政府委員(山崎育君) お説まことにござつともあります。昭和二十九年の洞爺丸台風のときにおきましたときに、北海道でも天然林が非常に大きなかつたのが、この点についてお伺いいたしたいと思ひます。

少なかつたという事態も現にあつたのでございまして、天然林等についても、その必要性があるのではないかといふことは、私たちもさういふに一応考えておりますが、御存じの如く、この火災保険が出発いたしましてから、やはり造林投資といふものをやる、そういうものを火災等の災害から守つてやるというふうなところを目的として出発したといふような関係もありまして、風水害の造林地だけに適用するというふうな段階におきましての検討におきましても、やはり從来からの天然林に対する火災自体の統計の問題、それから事後におきます風水害等に対する天然林の損害の調査、評価といいますか、そういうふうな点についての非常な困難性、むずかしさは天然林に対します信憑すべき資料といふうなるものを持ち合わせていないというよろんなところからいたしまして、人工林だけを対象にするこの段階におきまして人工林だけを対象にするといふうにいたしたわけであります。お説の点、今後の問題としまして十分検討して参りたいというふうに考えます。

うふうなことだつたということを聞いておるわけなのですが、今日この林業の考え方方が拡大造林、こういう方向に変わつてゐるのでありますから、従つて天然林は災害を受けければ、そのまま天然林で放つておくといふわけではないのですと、今後の積極的な施策として天然林を人工林にかえていく拡大造林の考え方というものが、当然今日考えられておるのでありますから、そういうことを考えますといふと、現在の天然林が将来人工林にかわつていく、こういう可能性は災害を契機として当然起こつてくるわけなのです。それしますと、これはそりい天然林といふものに対して、その災害後ににおける造林の拡大ということになれば、当然この保険といふものを適用してしかるべきではないか、こういう感じがするのです。従つてこの点は今将来の問題として検討されるということでありますけれども、何かしら、考え方方が概的で、昭和十二年から続いたものを、風水害、今度気象災害をちょっと入れようという程度で、積極性といふものが、災害といふものに対して保険で乗り切つていくといふ積極性といふものが見られないのぢやないか、こういった感じがするのです。従つてこの点は十分一つ検討をしていただきたいと思います。

かして被害をこうむるわけですけれども、これも私は金額にするととてもばかりにならないものではないかと思うが、それにに対して一体どういうふうな救済措置が講ぜられたのか、被害は被害で被害のありつ放しで損をしたと、こういうことで終わってしまったのか、その点一つ今直ちにというのもありますから、資料を出していただきたい。

○政府委員(山崎音君) 製品と申しますが、丸太といふか、風水害のために流されるというような問題、あるいはまた野木場等に置いておりました丸太が、高潮のために流失するというような問題が伊勢湾台風のときにはあつたのです。ありますが、今記憶しておりますのは、名古屋港におけるラワン材等の貯木がたしか百万石程度のものが流失いたしまして、これの荷物に四億何千万という金がかかつたということを記憶いたしておりますが、その他の山における丸太等の被害につきましては、いずれ資料をこちらに提出いたしたいと考えておりますが、これらのいわゆる被害につきましては、流木といふような問題ではないのでありますと、一般のいわゆる動産といふ形のいろいろな損害保険という制度もあるわけでございまして、そういうものによる損害でん補を考えていかなければならぬといふふうに考えております。

○北村鶴君 これは私は保険に入れなか入れないかという問題は、検討の要があると思うのですが、これは製品になつたもので風水害といふことになると、相当な額に上る被害を受けることはしばしばあることなんです。でありますから、これはやはり何らかの方法

が考えられるべきじゃないか、こういふうに思いますので、一つこれも資料が出て被害がどのくらいあるのか、問題にするほどでないのかどうか、これは資料をいただいてからもう一ぺん質問をしたいと思います。

それから次にお伺いいたしたいのは、先ほどもありました被害林野の被害状況の問題なんですが、これでどうも、ここでお伺いしたいのは、三十三年度の火災による被害額、火災による被害状況なんですが、それについて大体被害の総額は民有林で三十三年度が千三百九十四件で、被害面積が五千六六十ヘクタール、それから焼失の材積が八万七千二百二十三立方ですか、それから損害額が二億一千八百万、これに対してもこの年の火災保険に加入しているもの、そのときの被害の填補の実績でござりますが、それが件数が七百二十一件、面積で七百十七ヘクタール、損害額で三千六百八十万、それから支払額が一千九百六十七万ですか、こういう状況になつてゐるのです。そうしますと、民有林の三十三年度の火災の被害填補をしたものは、今言つたような数字なわけです。そうすると、件数では大体六割弱のものが填補を受けています。それから面積ではわずかに一割四分弱、損害額については一割七分、支払額に至つては、一割に満たない。従つて三十三年度の損害額に対しても、の国営保険で支払つてある額といふものは、被害額からいくと一割程度しか効果を上げていないといふこと、それ以外に加入していないのももちろんあるわけありますから、そういう点からいくと、この国営保

險の普及度といふものが非常に低いのではないか。これは私はどういう理由でございますから、その民営関係の保険あるいは森林組合が行なつておるといふうにも聞いておるわけなんですが、そういうものとこの国営保険との状況がわかるような資料を一つ出していただきたいと思いますが、この被害の状況と被害の填補した実績とを見ますといふと、先ほど申したように非常に低い率になっておりますので、国営保険というものの存在意義といふものが何か疑われるような感じがするのです。従つてこの点について御説明を願いたい。

○政府委員(山崎省君) 昭和三十三年度におきます民有林の林野の火災の被害は、件数にいたしまして一千二百九十四件だと思います。被害面積が五千百一町歩、被害の金額が二億一千八百万円といふふうになつておるようになります。それと先ほど御質問の損害補助の額は、国営保険におきまして三十三年度に千九百六十七万円、民営の森林火災保険におきまして支払いました保険金が千二百四十万円、森林組合のやつております共済保険によつて支払いましたものが十二万八千円といふふうな工合に相なつてゐるのであります。国営保険の加入の状況は、当初に資料として提出いたしましたよろしくに、三十三年度におきまして百四十一万町歩が国営保険に加入いたしております。全体の造林面積に対して約三割程度のものが加入しておるといふ状況になつております。これに対しま

して、契約の件数は約七万件といふ形になつておるのでありますて、一件当たり二十町歩といふ平均になるのでありますまして、この一件と申しますのは、森林組合あるいは町村等の単位で取りまとめて一件といふうな形になつておるのが非常に多いのでありますて、一件当たり四十人強の人がそれに関係しているといふよくな点からいたしまして、國營保険の一人当たりの平均の加入面積は四反歩強といふうな状況になつておるのであります。

う点で一つどういうことで普及率が低

いの方御説明を願いたい。
○政府委員(山崎吉君) 先ほど申し上げましたように、造林面積に対しましては、三月三十日現在、一千九百二十万ヘクタールに達する見込みである。

で三割程度加入しておるわけでありります。従来におきましては、火災だけを対象にしてきたというような関係からいたしまして、二十年生未満というような幼令林に対しまして保険加入が全体の八割強で、残りが二十一年生以上の壮令林であるというような関係になつておるのでございまして、火災によります損害といふものは、やはり若い山に対する危険といふものが非常に大きいといふところから、火災だけを対象にいたしますと、壮令林等の加入が非常に少ないというふうなことがこれの大いい原因であるように考えておるのあります。が、今後風水害等を対策として三割程度加入しておるわけであります。

にいたしますと、社令林等がこの制度によって救われるという面も、効果も非常に大きいということにも相なつて参りますので、今後そういう面を十分に徹底いたしますていきますならば、その加入率といふものは相当増加するといふうに期待しておる次第であります。

○北村暢君 今の点は、もう一つお伺いしておかなければならぬのは、国営でやらなければならぬという理由は何なんでしょうか。

○政府委員(山崎青君) この保険は、昭和十二年から始まつたのであります。が、当時におきましての森林の火災に対する保険といふうなものは、幼令林等に対する一般の保険といふもののは、やはり先ほど申し上げましたように、な危険が非常に多いといふうな関係から、民間等でも全然取り扱つてこない

かつたといふらうな点からいたしまして、国営で民有の幼令林を対象にして保険をしていくということを始めたわけであります。杜令林等を対象にして保険を始めるということは、昭和二十七年からそれまで拡大するということに相なつたわけであります。この成立の当初におきましては、国営でやはりやつていかなければいかぬといふ大きい趣旨が、考え方があつたのであります。が、現在の段階におきましては、この御提出いたしました資料にもありますように、火災だけについて見ますと、その事故率といつものほどんどん減少しているわけでありますて、ぜひとも、國といふ形でこの火災だけを対象にしていきますならば、今後ともどうしても続けていかなければ、民間等ではやり得ないといふらうな性格ではないのではないかといふらうな段階にも来ておるよう考へております。

なんかでもつてこれを検討されたようでござりますが、その報告書の中では、資料の中にあるのですが、現行火災保険料率の引き下げ可能程度で新種の事故の引き受けを行ない、完全保険方式による方針はきわめて妥当である、こういったような報告が出ておるようですが、ところが、三十六年度、新しい保険が、気象災害が加わるわけですが、それについて保険の料率を見ますといふと、二十七年から三十年、三十三年と逐次料率の改訂をいたしまして引き下げを行なつてきておるわけです。ところが、今度三十六年度これを一〇%程度引き上げる、こういう問題が出ておるのであります。これに対して、いかよろにこの検討をされたのか、昨日の質問の中でも、この資料によりましても、年々歳々この保険は黒字を出して、今日積立金が九億円を突破しておる。そういうことで、経理内容としては黒字の経理をたどつてきておるのですが、一〇%の料率を上げなければならなかつたという理由ですね。しかもこの調査会ですか、制度協議会ですかの報告では、料率の引き下げをやることの限度において新しいものを加えるのはよろしい、こういつておるのですが、そこら辺はどういうふうに尊重されたのか。何のためにこの協議会に林野庁は諸説をしたのか、まあ検討してもらつたのか、正式のものでないようでございますから、あれですが、そういうような意見が出ておるのに一〇%の料率の引き上げをやつたといふことについて一つ御説明を願いたい。

て、いろいろと過去六年間の損害、それのいわゆる実損金額、というようなものをお十分提出していただき、また評議會等につきましても、専門の方々の御意見を聞きまして、こういうものがほんとうの保険、というもの、性格を持つておるだろうかどうか、保険設計といふものにほんとうに入るようない性格のものかどうかといふような点を中心にして、いろいろと御検討を願つたのであります。で、この事故率等も火災におきましては林令込みで〇・八幾らといふような事故率に相なりますし、風水害に対しましても〇・七幾らといふような事故率に相なるのであります。まして、火災と風水害といふようなものの料率の計算をいたします場合に、その危険度といふようなものをどう大きい違いを加えないで料率を考えていきました場合には、この調査会の答申にもありますように、大体現在程度のものでいけるのではないか。方向としてはむしろ下げるといふようなことを考えてどうだらうといふような点で御答申をいたいたわけであります。この風水害と火災等の從来におきます調査の結果、この火災におきますと、昭和十二年から二十年もの長い統計といふものを基礎にして進んで参つておりますし、風水害につきましては、まあ過去の六年といふようなものかこの資料になつており、かつその年による偏差といふものも、風水害に対しましては非常に大きいといふような点からいたしまして、料金を決定します場合には、それぞれ安全率の見方、というのが相違わなければいかぬじゃないかといふうな点に立脚いたしまして検討いたしました結果、お話しのよくな、平

均いたしまして一〇%程度の値上がりが、
といふものは考え方いかぬといふうな結論になつた次第であります。
○北村鶴君 ただいまのことは、まさに
風水害、気象災害が加わったから、確
かに気象災害の事故率が林令込みで
〇・七六三といふのですから、この事
故率が加わってくれば、確かに今後の
この特別会計の運営といふものも從
通りにくいかないかといふことは、
は、もちろん考えられるのです。しかし
しながら、ここで見ますと、三十四年
度のこの資料によりましても、保険料
の収入が大体二億円、損害の填補額が
一千五百萬何がし、それに業務費が
一千四百八十七万ですか、そういうふう
なことで、積立金が九億と累増して
おつて、いつている。まあそういうふう
な状況で、これを見まして保険料の
収入二億に対して損害填補がわずかに
千五百万何がし、業務費が九千四百五
かかるといふのですね。しかも、今度の
の予算を見ますといふと、この点業務
費がさらにふえて一億三千万といふこと
のようです。ことしの予算では、これ
れじゃ私は、ちよつと見ましても、国營
保険といふのはどうも役人式な非能
的な、事務費ばかりよけいかかる不確
全な経営の内容じゃないか、こんなと
うな感じがするのですよ。とにかく損
害填補の額の七倍も八倍もあるものが
この業務費でかかるなんといふのは、
こんなものはやめちまた方がいい、
人件費にただ繰り入れた方がいいよ
な感じがするのですね。どうもこれは
農業の関係、漁船の保険の関係を見ま
しても、納得がいかない。私の調べ
三十六年度の予算案によりましても、

これについても業務費といふのが約一億七千五百万ですよ。もうほんどこれは百億近い金を動かしているわけですから、政府の金だけでも百億以上でありますから、それに対して森林保険特別会計ですね、これはわざか二億かの保険料が入ってくる中で、一億三千万が事業費なんですよ。一体こんな保険の運営なんといふのは、民間の保険会社なら、これはつぶれちまうのじゃないかと私は思うのだが、こういふはかけた保険といふものがあるのかないのか。これはちょっとどうも理解に苦しむところなんです。漁船再保険の方はこれは業務費がわずかに三千七百万です。森林保険はその十分の一ぐらいいしか仕事をやらないで一億三千万の金がかかる、業務費にね。これはだれが見たって、この予算を一つ見てお私は大蔵省がよくこれは今度九千万のやつを一億三千万に四千万もふやしたものだと思つて、実は感心して見ておるのですけれどもね。この点を一つ御説明願いたい。

が、その十九条ですね、今度の改正では何ら手をつけておらぬわけですが、保険契約の解除という点があるのですね。これを見ると、「保険期間中危険ガ奢シク増加シタルトキハ政府へ命令ノ定ムル所ニ依リ保険契約ノ解除ヲ為スコト」ができる。こんなことが書いてある。これはべらぼうな規定で、危険が近づいてきたと言ったら、政府はその契約を解除できる。そして解除した後に火が移ってきて燃えたり、そしたら政府は責任がない、文字通りからいえばそういうことになる。これは昭和十二年ころの、ああいう世界の中できだされた国営保険法だから、はなはだそういう点が今の考え方で見たまわなければ、それは安心して保険者は入ってきませんよ。こんなところはもう気がついておられると思いますが、とにかく昔の保険という考え方には、特別な事故というものは保険から除外していく。こういう考え方があつた。だけれども、現在じゃ生命保険にしても、少々のことは、ともかくも全部払つていつたつて、結局は保険の会計というものは持つていくんだ、これが統計的に出しているんですね、だからこまかい、そういう病気を隠しておつたとか、そんなことは言わない、ところが政府がやつておる保険は、危険が近づいてきたら契約が解除できる、実際にそういうことは政府もやるまいと思うけれども、それでは何のために保険に入つておるかということにならぬ。そしてこれによると、その危険が近づいてきたら、被保険者の方からが政府にそのことを通告しなければならぬ。こうしてこれによると、その危険

ぬ、こうなつておる。省令によると、それは文書によつて知事を通じてやる。そんばかげたことを被保險者がわかるもんじないでしょう。自分の山を一々見張つてゐるわけじやない、自然発火の場合もあれば、たゞこの火で燃える場合もあるでしょうし、だからこんなことはいち早く、その法律を改正するなら十九条を削除するといふにしなければ、近代的な装いぢやないです。これは政務次官どうですか、別にこまかい問題じやない、大きな問題ですよ。

○政府委員(井原岸高君) いや、全くお説の通りでござりますので、検討いたしまして、そういう面については訂正いたすよにいたしたいと考えております。

○亀田得治君 政務次官、きわめてあつさりと欠陥をお認めになつたから、まあ非常に私も多とするわけですが、一つせひ研究をしてもらいませんと、おそらく、その大きな保険会社がやつておる民營のやつですね。民營の保険会社にだつてそんなことはないと思ふ。それを二つ比較したら、やはり民營の方にみんな行つてしまふ。一つ部長の方から……。

○説明員(大野文夫君) この十九条につきましては、先生もお話しのように、まことにごめつともと存するわけでございまして、これは当時やはり付近に演習場ができたりなんかいたしまして、延焼されることもあるというようございますが、実際にこういうことをやつた実例は、結果的にはないわけでございまして、ただ民營の方にも、たしかこれがあつたように記憶しておる

○亀田得治君 もう一つおかしいところがある。第十五条ですね、これもちょっとと一つついでに見てもらいたい。免責の規定があるわけですね。これによると、政府は左の場合には損害を填補する責任がないと、こう書いてあって、一、二、三として三のところに、「損害ガ、戦争其ノ他ノ變乱、地震又ハ噴火ニ因リテ生ジタルトキ」その場合には責任がないと書いてある。これはちょっとおかしいですわね。原因が何であろうと、ともかく火事で焼けたらそれは保険に入れてやらなければ、保険を払ってやらなければ。こんなこともきわめて前時代的ですね。これも一緒に御検討願えませんか。

○説明員(大野文夫君) 十五条の三項の損害が、「戦争其ノ他ノ変乱」ということでござりますが、これはただいまの商法の六百四十条に、戦争変乱による免責という項がござりますので、それを援用してここに載せてあるわけであります。それと、先般衆議院の農林水産委員会で、森林火災国営保険法案を御採扱いいただきました際に付帯決議が出ておりまして、その際にも保険事項に地震及び噴火による災害を加えるということをすみやかに検討しろといふ御趣旨のことがございました。これをすみやかに検討して参りたいとかのように考えております。

○龜田得治君 商法の場合には、たとえば主として取引上の問題ですからね。よって激変すると、こういうことは当然予想される。そういうことを一つの

いということは、これは考えられるのです。だけれども、これはともかく火事による、そういう社会的な原因による経済事情の上げ下げ、変動と、そういうことと性質が若干違うわけですからね。自然的な現象の一つなんですね。だからそれがいかぬというのだったら、たばこの火で燃えた場合もいかぬということになる。これはやはり人為的な原因なんだ。だからたばこの火はいいけれども、戦争のやつは工合悪いといというのは、こううこまかいことを言わないので最近の保険なんですね。だからそれなんかさっそく抜いてもらいたいですね。それから、なるほど衆議院の方の委員会でも、地震及び噴火による災害と、こういうのが付帯決議についているくらいなんです。これは地震あるいは噴火そのものによる被害のことを事故原因にしろと、こういうておるわけです。ところが、ここに書いてあるのは地震または噴火による火災ですね、この法律に書いてあるのは。この法律では火災だけしか問題にしてないのだから、だから衆議院のこへいくままでに、まず火災だけについても、地震や噴火といろんなことは早う除いてもらわぬと、ずっと見ますと目ざわりになつてしまふがない。まあ一つ十九条と一緒に十分研究してもらいたいと思う。できればこちらで修正案を作つてこの一部改正にさらにつけてもらわぬと、ずっと見ますと目ざわりになつてしまふがない。そんなことはもう当然のことですよ。參議院のこんなそらひ人がたくさんいてそんなことを見過ごしてこの修正案を通したなんというたら、あなた、保

険の専門家からお互いが笑われることになつちやう。一つこれもせひ、これを通す前に部内の統一見解を一つ明らかにしてほしい。

○政府委員(井原岸高君) 御質問の点ごもつともだと思ひますので、部内の方でよく研究いたしまして、結論を出したいと存じます。

○亀田得治君 保険の払込金あるいは損害の墳補額、その差額として生ずる利益金あるいは積立金、こういうよろな点については、先ほどから北村委員からもだいぶん御指摘がありまして、私も全くその通りだと経理内容については感ずるわけなんです。それでやはり国費でやつてゐるわけですから、

〔委員長退席、理事櫻井志郎君着席〕

にあらゆる面をやつぱり検討してやつてほしい。できれば、若干の事務費の補助なんかが一般会計からも出るくらいにして、そしてやはり森林を育てるだけ被保険者のためになるよう

できるだけ被保険者たためになるよう

にあらゆる面をやつぱり検討してやつてほしい。できれば、若干の事務費の補助なんかが一般会計からも出るくらいにして、そしてやはり森林を育てる

だけは、実際こっちも過剰するわけ

なんだ。同意しようも仕方がないといふのは、実際こっちも過剰するわけ

をして、そういう点はどういふうに、政務次官お感じですか。こまか

いことじやない、こういう大まかなことですがね。

○政府委員(井原岸高君) 積立金が十億残つておる、國からは一切国費を出

していないといふのは、国営保険の趣旨に沿わないんじゃないといふ

う御趣旨、ごもつともございます。まあその条件を基礎にいたしましてと申しますが、そういうことで、今度は

氣象災害を保険の対象としたわけでござります。これは私しきりとなりの考

え方で、多少役所の連中の見解と違う

申しますが、私が、気象災害といふ統計でもいいといふように思われるようなものじやなきいかぬですわね。で、

私は、大蔵省が何も文句言わないといふのは、これはただ何も国には損害をかけておらぬから、これは黙つて見て

いるんだと思うんです。しかし、多少の灾害等を別にかれこれあげるようなことはなかつたんぢやないかと思うん

です。従つて、これが保険金加付の対象になるということになれば、相当こ

れども、これは私そういうものを勝手に廃止して知らん顔をしているのは、

ね、今までの実績を、これは明日でいいですから、資料として一つ参考に出

してもらいたいと思います。

○理事(櫻井志郎君) 本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時二分散会

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、果樹農業振興特別措置法案

一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案

一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

くると思いますね。だから、そういう意味では、この保険の被保険者は私はを通す前に部内の統一見解を一つ明らかにしてほしい。

保険として恥ずかしくないようなものにやつぱり仕上げてほしいんだね。そ

うせぬと、どうもこれは何でもない法律だと思っておつたんだが、よく見る

と、なかなかこれは直ちに同意しがたうのは、実際こっちも過剰するわけ

で、今後におきまして、これは風害とか水害は、これはほとんどそれを防災

ではたしてまかねるかどうかという

ことについて、この役所の答弁ではそ

れなつてゐるが、実は私自身も非常に

非常にやつぱり損をしておると思うんで

です。だから、せひこの一部改正をさ

れる機会に、もう少し全面的に、国営

であります。だから、せひこの一部改正をさ

ります。だから、せひこの一部改正をさ

ります。だから、

第四条第一項中「七百八十億七百万円」を「八百六十九億七百万円」に改める。

第八条中「四人以内」を「五人以内」に改める。

別表中

例 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金

(四) 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金
定するもの

年 八分十五年 二十年

年 八分十五年 二十年

に改める。

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

二 林業經營の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指

年 八分十五年 二十年

に改める。

年五分五厘 二十年

に改める。

(目的)

第一条 この法律は、果実の需要の動向に即応してその生産の安定と拡大を図るため、合理的な果樹園經營の健全な発展を図るために必要な施設を講ずるよう努めるものとする。(果樹園經營計画)

第二条 次の各号の一に該当する者は、農林省令で定める手続により、果樹園經營計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その果樹園經營計画が適當であるかどうかにつき認定を求めることができる。

第三条 次の各号の一に該当する者は、農林省令で定める手続により、果樹園經營計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その果樹園經營計画が適當であるかを判断するため必要な施設を講ずるよう努めるものとする。

第四条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果樹園經營計画に係る事項が次の各号の要

(果樹の植栽等についての長期見通し等)
第二条 農林大臣は、政令で定めるところにより、果実の需要及び生産の長期の見通しに即して、主要な果樹の種類ごとに、植栽及びその果実の生産についての長期見通しをたて、これを公表しなければならない。

第五条 公庫は、果樹園經營計画(第三条第二項第六号の額及び計画が記載されていないものを除く。)につき前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、この法律及び農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の定めるところにより、当該認定に係る果樹園經營計画に記載された同条第二項第六号の資金の貸付けを行なうものとする。

第六条 国及び都道府県は、果樹農業者の貸付けを参考して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

第七条 公庫は、第一項の資金の貸付けを行なう場合には、貸付けの申込みをした者につき、前条の認定に係る果樹園經營計画を参考して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

第八条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、果実又は果実製品の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者又はこれらの者の組織する法人から、これらの事業に係る業務に関する必要な報告を徴することができる。

第十八条第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 林業經營の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

二 前号に掲げる果樹農業者が構成員となつて法人には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項の果樹園經營計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 果樹園地の所在及び面積

三 次に掲げる施設等についての現状及び効率的な果樹園經營を推進するためこれらの施設等についてとるべき措置に関する計画

一 農業經營の現状

二 果樹園地の所在及び面積

三 次に掲げる施設等についての現状及び効率的な果樹園經營を推進するためこれらの施設等についてとるべき措置に関する計画

一 前条第二項第三号の措置に関する計画が合理的な果樹園經營の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

二 前条第二項第四号の計画が果実の需給事情に照らし適当と認められるものであること。

三 当該計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

四 当該計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

五 当該計画に前条第二項第六号の額及び計画が記載されているものについては、当該計画に記載されたところによつて公庫から資金の貸付けを受けることができる。

六 前号の資金のうち農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)から借り入れを必要とするものがある場合はその資金の額並びにその使用計画及び償還計画

七 その他農林省令で定める事項

五 第三号の措置に関する計画を達成するため必要な資金の額及び調達方法

四 果実の生産及び販売の数量に関する計画

五 第三号の措置に関する計画を達成するため必要な資金の額

六 前号の資金のうち農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)から借り入れを必要とするものがある場合はその資金の額並びにその使用計画及び償還計画

七 その他農林省令で定める事項

件のすべてをみたすときは、当該計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 当該計画に係る樹園地の面積、その集団する度合い及び立てた条件が農林省令で定める基準に適合することとなること。

二 前条第二項第三号の措置に関する計画が合理的な果樹園經營の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

三 前条第二項第四号の計画が果実の需給事情に照らし適当と認められるものであること。

四 当該計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

五 当該計画に前条第二項第六号の額及び計画が記載されているものについては、当該計画に記載されたところによつて公庫から資金の貸付けを受けることができる。

六 国及び都道府県は、果樹農業の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するため、果実及び果実製品(果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。)の生産、集荷、貯蔵、販売等の状況を調査し、これらに関し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(果実等の生産等の状況に関する情報の提供)

第六条 国及び都道府県は、果樹農業の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するため、果実及び果実製品(果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。)の生産、集荷、貯蔵、販売等の状況を調査し、これらに関し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(その他の援助措置)

第六条 国及び都道府県は、前条に規定する措置のほか、果樹園經營計画の作成及びその達成のために必要な助言及び指導、優良苗木の供給の円滑化のための援助その他果樹農業の振興のために必要な援助を行なうように努めるものとする。

(公庫からの資金の貸付け)

第五条 公庫は、果樹園經營計画(第三条第二項第六号の額及び計画が記載されていないものを除く。)につき前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、この法律及び農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の定めるところにより、当該認定に係る果樹園經營計画に記載された同条第二項第六号の資金の貸付けを行なうものとする。

(公庫からの資金の貸付け)

第六条 公庫は、前号の資金のうち農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)から借り入れを必要とするものがある場合はその資金の額並びにその使用計画及び償還計画

七 その他農林省令で定める事項

六 前号の資金のうち農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)から借り入れを必要とするものがある場合はその資金の額並びにその使用計画及び償還計画

七 その他農林省令で定める事項

における貸付金の利率は、年七分以内において公庫が定めるものとす。

2 公庫は、第一項の資金の貸付けを行なう場合には、貸付けの申込みをした者につき、前条の認定に係る果樹園經營計画を参考して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

3 公庫は、第一項の資金の貸付けを行なう場合には、貸付けの申込みをした者につき、前条の認定に係る果樹園經營計画を参考して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

能率を發揮しながらは完全に就業することができる規模の家族農業經營で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なものという。以下同じ。)になるよう育成するため必要な施策を講ずるものとする。

(相続の場合の農業經營の細分化の防止)

第十六条 国は、自立經營たる又はこれにならうとする家族農業經營等が細分化することを防止するため、遺産の相続にあつて從前の農業經營となるべく共同相続人の一人が引き継いで担当することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(協業の助長)

第十七条 国は、家族農業經營の発展、農業の生産性の向上、農業所得の確保等に資するため、生産行程についての協業を助長する方策として、農業協同組合が行なう共同利用施設の設置及び農作業の共同化の事業の発達改善等必要な施策を講ずるとともに、農業従事者が農地についての権利又は労力を提供し合い、協同して農業を営むことができるよう農業従事者の協同組織の整備、農地についての権利の取得の円滑化等必要な施策を講ずるものとする。

(農地についての権利の設定又は移転の円滑化)

第十八条 国は、農地についての権利の設定又は移転が農業構造の改善に資することとなるように、農

業協同組合が農地の貸付け又は充渡しに係る信託を引き受けることができるようになるとともに、その信託に係る事業の円滑化を図る

ことのできるような所得を確保することができるよう所定のものとす

(教育の事業の充実等)

第十九条 国は、近代的な農業經營を担当するのにふさわしい者の養成及び確保並びに農業經營の近代化及び農業従事者の生活改善を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(就業機会の増大)

第二十条 国は、家族農業經營に係る家計の安定に資するとともに農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようするため、教育、職業訓練及び職業紹介の事業の充実、農村地方における工業等の振興、社会保障の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(権限)

第二十一条 総理府に、附屬機関として、農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第六章 農政審議会

第二十二条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮詢に応じ、この法律の施行に関する重要な事項を調査審議する。

第二十三条 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

第二十四条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

第二十五条 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命す

第五章 農業行政機関及び農業団体

(資料の提出等の要求)

第二十六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、

説明その他必要な協力を求めるこ

とができる。

第三十条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

3 第二条第一項又は第三条の施

策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

4 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

5 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

6 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

7 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

8 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

9 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

10 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

11 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

12 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

13 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

14 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

15 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

16 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

17 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

18 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

19 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

20 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

21 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

22 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

23 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

24 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

25 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

26 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

27 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

28 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

29 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

30 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

31 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

32 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

33 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

34 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

35 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

36 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

37 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

38 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

39 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

40 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

41 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

42 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

43 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

44 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

45 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

46 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

47 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

48 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

49 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

50 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

51 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

52 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

53 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

54 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

55 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

56 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

57 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

58 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

59 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

60 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

61 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

62 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

63 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

64 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

65 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

66 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

67 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

68 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

69 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

70 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

71 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

72 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

73 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

74 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

75 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

76 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

77 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

78 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

79 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

80 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

81 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

82 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

83 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

84 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

85 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

86 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

87 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

88 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

89 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

90 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

91 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

92 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

93 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

94 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

95 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

96 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

97 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

98 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

99 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

100 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

101 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

102 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

103 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

104 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

105 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

106 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

107 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

108 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

109 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

110 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

111 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

112 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

113 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

114 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

115 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

116 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

117 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

118 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

119 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

120 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

121 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

122 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

123 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

124 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

125 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

126 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

127 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

128 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

129 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

130 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

131 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

132 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

133 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

134 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

135 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

136 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

137 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

138 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

139 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

140 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

141 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

142 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

143 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

144 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

145 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

146 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

147 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

148 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

149 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

150 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

151 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

152 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

153 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

154 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

155 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

156 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

157 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

158 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

159 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

160 第二十九条 審議会の庶務は、農林大臣官房において處理する。

三 農業協同組合法第十一条第一項
第八号の事業を行なう農業協同組合連合会

四 農林中央金庫

3 この法律において「農業近代化資金」とは、農業者等の資本設備の高度化及び經營の近代化に資するため、融資機関が該農業者等に対して貸し付ける資金（畜舎、果樹棚、農機具、農業用道路その他他の施設の改良、造成又は取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽に要するもの及び乳牛その他の家畜の購入に必要なものに限る。）で政令で定めるものうち、次の各号に該当するものをいき。

一 農業者等に係る貸付金の合計額が、第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては五千万円（特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額）以内、同項第一号に掲げる者で政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては一千万円以内、その他の場合にあつては二百万円の範囲内で政令で定める額以内のものであることを。

二 債還期限が、十年（第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合においては政令十五年）の範囲内において政令で定める期限以内のものであることを。

三 据置期間が、三年の範囲内において政令で定める期間以内のものであることを。

四 利率が、年七分五厘以内で政令で定める利率以内のものであることを。

（利子補給に係る政府の助成）

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸付けた農業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。

（農業近代化資金に係る債務の保証）

第四条 農業者等に対する農業近代化資金の融通を円滑にするため、融資機関に対して当該資金に係る農業者等の債務を保証することを

第五条 農業信用基金協会に關しては、農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第一号）の定めるところによる。

（農業信用基金協会への出資に係る政府の助成）

第六条 都道府県は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が農業近代化資金に係る債務を保証することを

第七章 監督（第五十五条第一項十九条）

第八章 罰則（第六十条第一項第六十一条）

（目的）

第一条 この法律は、農業經營に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他融資を行なう機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを中心とする業務とする農業信用基盤を確立し、もつて農業の生産性の向上を図り、農業經營の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者及び農業に従事する者

二 農業協同組合

三 農業協同組合連合会

四 前二号に掲げる者のほか、これららの者が主たる構成員又は出資者となつて法人で政令で定めるもの

（は、次に掲げる者をいう。）

この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二条）第十条第一項第一号の事業を行なう農業

二 農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会

道府県に対し、当該利子補給に要する財源について必要な措置を講ずることができる。

（利子補給に係る政府の助成）

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸付けた農業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。

（農業近代化資金に係る債務の保証）

第四条 農業者等に対する農業近代化資金の融通を円滑にするため、融資機関に対して当該資金に係る農業者等の債務を保証することを

第五条 農業信用基金協会に關しては、農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第一号）の定めるところによる。

（目的）

第一条 この法律は、農業經營に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他融資を行なう機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを中心とする業務とする農業信用基盤を確立し、もつて農業の生産性の向上を図り、農業經營の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者及び農業に従事する者

二 農業協同組合

三 農業協同組合連合会

四 前二号に掲げる者のほか、これららの者が主たる構成員又は出資者となつて法人で政令で定めるもの

（は、次に掲げる者をいう。）

この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二条）第十条第一項第一号の事業を行なう農業

二 農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会

三 農業協同組合法第十一条第一項

第八号の事業を行なう農業協同組合連合会

四 農林中央金庫

五 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

第三条 農業信用基金協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(区域)

第四条 協会の区域は、都道府県の区域による。

(住所)

第五条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第六条 協会は、その名称中に農業信用基金協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に農業信用基金協会であることを示すような文字を用いてはならない。

(登記)

第七条 協会は、政令で定めることにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければならない。

資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証

イ 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二号)第

二条第三項の農業近代化資金口に掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

イに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

3 第一項の準備金は、前項の場合を除き取りくずしてはならない。

(経理の区分)

第十二条 第八条第一号イ及びロに掲げる資金に係る債務の保証の業務を行なう協会は、主務省令の定めるところにより、同号イに掲げる資金に係る債務の保証の業務と同号ロに掲げる資金に係る債務の保証の業務とを区分して経理しなければならない。

第十五条 会員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、一万円とする。

(出資)

第十六条 協会の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十日までとする。ただし、設立当時の事業年度は、協会の成立の日から翌年三月三十日までとする。

(事業年度)

第十七条 協会の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十日までとする。

2 出資一口の金額は、一万円とする。

(出資)

第十八条 会員は、出資一口につき各口につきその全額を払い込むものとする。

2 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて協会に対抗することができる。

3 出資は、現金をもつて、出資の各口につきその全額を払い込むものとする。

2 出資一口の金額は、一万円とする。

(出資)

第十九条 会員は、出資一口につき各口につきその全額を払い込むものとする。

2 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて協会に対抗することができる。

3 出資は、現金をもつて、出資の各口につきその全額を払い込むものとする。

有する農業者等及び協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体とする。

2 地方公共団体は、協会の会員にならうとするときは、当該地方公共団体の議決を経なければならぬ。

3 第二項の規定により議決権を有するところにより、その業務の執行を委託する。

4 会員は、出資一口につき一つの議決権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより議決権を有する。

(議決権)

第十七条 会員は、出資一口につき一つの議決権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより議決権を有する。

(議決権)

第十八条 会員は、出資一口につき一つの議決権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより議決権を有する。

(議決権)

第十九条 会員は、出資一口につき一つの議決権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより議決権を有する。

(議決権)

第十八条 会員は、出資一口につき一つの議決権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより議決権を有する。

(議決権)

第十九条 会員は、出資一口につき一つの議決権を有する。

は、相続人たる会員は、被相続人の持分についてその権利義務を承継する。

6 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて譲り受けられた一人に限り、前項の規定を適用する。

第十七条 会員は、出資一口につき一つの議決権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより議決権を有する。

(議決権)

第十八条 会員は、出資一口につき一つの議決権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより議決権を有する。

(議決権)

第十九条 会員は、出資一口につき一つの議決権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより議決権を有する。

(議決権)

二 保証の金額の合計額の最高限度	三 一被保証者についての保証の金額の最高限度
四 被保証者の資格	五 保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度
六 保証の範囲	七 保証契約の締結及び変更に関する事項
八 保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件に関する事項	九 保証債務の弁済に関する事項
十 求償権の行使方法及び償却に関する事項	十一 業務の委託に関する事項
（規約）	第三十一条 次の事項は、定款及び業務方法書で定めなければならぬ事項を除いて、規約で定めることができる。
規定	第一総会に関する規定
三 役員に関する規定	四 会員に関する規定
四 会員に關する規定	五 その他必要な事項
（役員の定数）	第三十二条 協会に、役員として理事及び監事を置く。
2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。	第三十三条 協会の役員は、定款で定めるところにより、次に掲げる者のうちから総会において選任する。
（役員の選任等）	一 会員（法人たる会員にあつては、同一会員（法人たる会員にあつては、

二 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員	三 前項の規定により選任される理事のほか、協会は、定款で定めるところにより、農業又は金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理事に委嘱することができる。ただし、その数は、理事の定数の五分の一をこえてはならない。
（役員）	二 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員
（年月日）	三 前項の規定により選任される理事のほか、協会は、定款で定めるところにより、農業又は金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理事に委嘱することができる。ただし、その数は、理事の定数の五分の一をこえてはならない。
（年月日）	二 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員
（年月日）	三 前項の規定により選任される理事のほか、協会は、定款で定めるところにより、農業又は金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理事に委嘱することができる。ただし、その数は、理事の定数の五分の一をこえてはならない。

第三十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。	第三十五条 役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会で定める期間とする。ただし、その期間は一年をこえてはならない。
（監事の兼職禁止）	（監事の兼職禁止）
第三十六条 協会が理事と契約するときは、監事が協会を代表するときは、監事が協会を代表する。	第三十七条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
（総会の招集）	2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。
（会員名簿）	2 会員名簿には、各会員について次の事項を記載しなければならない。

第三十八条 会員が、総会員の五分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。	第三十九条 理事の職務を行なう者がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
（会員に対する通知又は催告）	（会員に対する通知又は催告）
第四十条 協会が会員に對してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を协会に通知したときは、その場合）にあってすれば足りる。	（会員に対する通知又は催告）
（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）	（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）
第四十二条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これららの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。	（会員及び協会の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができること）

第四十三条 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対して連帶して損害賠償の責に任じなければならない。	（役員に關する民法の準用）
（総会の議事）	第四十四条 役員については、民法の能力（第五十二条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）及び第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「主務大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と読み替えるものとする。（総会の議決事項）
（総会の議事）	3 基金明細書には、第九条の基金について、その金額及び取得又は繰入れの年月日を記載しなければならない。
（総会の議事）	4 会員及び協会の債権者（協会が保証契約を結んでいる融資機関を含む。以下次条において同じ。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。
（総会の議事）	（会員に關する民法の準用）

(特別の議決)

第四十七条 次の事項は、総会員の半数以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の二分の一以上となる者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一定款の変更
二 協会の解散
三 会員の除名

(総会に関する民法の準用)

第四十八条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表决権のない場合)の規定を準用する。この場合において同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農業信用基金協会法第四十条第三項」と読み替えるものとする。

(解散事由)

第四十九条 協会は、次の事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 第五十七条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、第一項第一号の議決の手続が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款に違反しないと認められるときは、同項の認可をしなければならない。

(清算人)
第五十条 協会が解散したときは、破産による解散の場合を除き、理

事がその清算人となる。ただし、総会で他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方針を定め、これを総会に提出してその承認を求めるなければならない。

第五十二条 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを会員に対し、出資口數に応じて分配しなければならない。

第五十三条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、清算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならぬ。

第五十四条 協会の解散及び清算について、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(清算人の

等の報酬)、第一百三十五条の二十

五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第一百三十六条前段(清算に附則)及び第一百三十九条(清算人不適格者の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業信用基金協会法第五十条」と読み替えるものとする。

第五十五条 主務大臣は、協会の業務又は財産の状況に關して監督上

必要があると認めるときは、協会又は協会から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。ただし、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

第五十六条 会員が総会員の十分の二以上又はその出資の合計額が出资総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第五十七条 会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が

資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第五十八条 会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が

資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、総会の招集手続又は議決の方法が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第五十九条 この法律において「主務大臣」とあるのは、農林大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第五十五条及び第五十六条に規定する主務大臣の権限は、農林大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第六十条 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。

第六十一条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十二条 第五十六条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十五条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十八条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十九条 この法律の規定により主務大臣の規定期限内に

業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款の業務又は会計に違反する場合は、その違反行為をして、協会の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

第七十条 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合にその認可を受けなかつたとき。

2 主務大臣は、協会又は受託者の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款の業務又は会計に違反する理由として、その議決の日から三十日以内に、その決議の取消しを請求した場合において、主務大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議を取り消すことができる。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 この法律の規定に基づき協会が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。

四 第九条の規定に違反して資金を管理し、又は第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条の規定に違反する経理をしたとき。

五 第十八条第一項の規定に違反して協会への加入を拒み、又は第十九条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えるなかつたとき。

六 第二十条第三項の規定に違反して催告を怠つたとき。

七 第三十五条の規定に違反して兼職したとき。

八 第三十七条第一項、第三十八又は第三十九条の規定に違反して総会を招集しなかつたと兼職したとき。

九 第四十二条又は第四十二条の規定に違反して書類を備えて置き。

十 第五十二条又は第五十三条の規定に違反して書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに、その書類の閲覧を拒んだとき。

十一 第五十二条の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十二 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四 第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十五 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十六 第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(財團法人からの引継ぎ)

第二条 この法律の施行の際現に存する民法第三十四条の規定により設立した財團法人で第八条に規定する業務を主たる業務として行なうもの(以下「財團法人」といいう。)は、その寄附行為で定めることにより、その主たる事務所の所在地をその区域とする協会の発起人に対して、当該協会において当該財團法人の権利及び義務を承継すべき旨を申し出しがれども、

2 第六条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

3 第六条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

正)

第四条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部改正

第一条 中「農業技術導入し、及び農業施設を改良し、造成し、又は取得する」を「農業技術導入し、資を受ける施設資金に係る債務の保証」を削る。

2 前項の申出があつた場合において、協会の創立総会でその申出を承認する旨の議決があつたときは、財團法人の権利及び義務は、協会の成立の時ににおいて協会に承継されるものとし、財團法人は、

その時において解散するものとする。この場合においては、他の法

令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

3 前項の規定により財團法人が解散した場合におけるその解散の登記については、政令で定める。

4 第二項の規定により協会が財團合には、当該財團法人の純財産のうちその寄附行為に基づいて定めた額は、当該協会の成立の時に、当該寄附行為により定めた者から当該協会に出資されたものとする。

5 第二条から第十七条までを次のように改める。

第六十二条から第十七条まで削除

第七条中「第一号」を削り、「同号」を「同項」に改める。

第八条中「第一号」を削る。

第十二条から第十七条までを次

のように改める。

第十二条から第十七条まで削除

第十八条第二項中「保証債務の弁済により得た求償権の行使により取得する金額」を削り、「保証債務に係る弁済金、利子補給金、貸付及び債務の保証」を「貸付」に改める。

第十九条を次のとおりに改める。

第二十条第一項中「及び債務の保証」を削る。

第二十条第一項中「及び債務の

保証」を削る。

第二十一条中「と保証債務の弁済する者には、適用しない。

第十九条 削除

第二十条第一項中「及び債務の

保証」を削る。

第二十一条中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十二条中「次に掲げる金額」を「その廃止の際ににおける貸付金の未貸付額及びその後において支払いを受けた貸付金の償還金の額の合計額」に改め、「又は農業者等が融資を受ける施設資金に係る債務の保証」を削る。

第二十三条第一項中「次に掲げる

体(以下「農業者等」という。)に対する技術導入資金の貸付けの事

業」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第二項中「並びに同項の債務の保証に関する契約に係る農業近代化資金に係る債務の保証」とみなす。

4 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

5 第一項の規定により都道府県が締結した旧法第三条第一項第二号の債務の保証に関する契約に係る農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

6 第一項の規定により都道府県か

た都道府県が、この法律の施行の日から一年を経過する日までに、当該都道府県の議会の議決を経て、当該都道府県の区域をその区域として設立される協会に当該協会に係る権利及び義務を移転する旨を公示したときは、当該協会は、その公示したところに従つて当該権利及び義務を承継するものとする。

7 第一項の規定により協会が同項に規定する事業に係る都道府県の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、農業改良資金助成法第十八条第一項に規定する特別会計の旧法第三条第一項第二号の債務の保証に係る部門に属する現金及び預金の合計額(一千万円未満の端数の額があるときは、これを切り下すた額)は、当該都道府県から当該協会に出資されたものとする。

8 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

9 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

10 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

11 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

12 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

13 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

14 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

15 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

16 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

17 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

18 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

19 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

20 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

21 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

会は、同号の債務の保証を受けて同号の条件で貸し付けられた資金につき、当該都道府県が農業協同組合との契約により、政令で定める日まで引き続き利子補給を行なうときは、その利子補給に要する財源に充てるため、農林大臣が定める金額を当該都道府県に納付しなければならない。

6 前項に規定する利子補給に関する都道府県の經理については、なお従前の例による。

(その他の法律の一部改正)

第六条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁船保険組合」の下に「農業信用基金協会」を加える。

第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第九号中「信用保証協会」の下に「農業信用基金協会」を加える。

第八条 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第九号中「信用保証協会」の下に「農業信用基金協会」を加える。

第九条 農林漁業團體職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 農業信用基金協会法
(昭和三十六年法律第一号)
第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

六 前項に規定する利子補給に関する都道府県の經理については、な

金の下に「農業信用基金協会」を、「酪農振興基金法」の下に「農業信用基金協会法」を加える。

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ八中「開拓融資保証協会」を「農業信用基金協会又ハ開拓融資保証協会」に改める。

第十二条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」の下に「農業信用基金協会」を加える。

第十三条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」の下に「農業信用基金協会」を加える。

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「信用保証協会」の下に「農業信用基金協会」を加える。

第十五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう組合(以下「信用事業を行なう組合」という。)のみである場合並びに合併する組合のうち二以上

の信用事業を行なう組合が含まれている場合に限り、適用する。

第十六条 合併後存続する組合又はその合併によつて設立する組合をいり。以下同じ。)

一 合併組合に駐在指導員を派遣してその合併経営計画の実施に

つき指導を行なう都道府県農業

協同組合中央会に対しその指導

をするものとする。

二 合併後の組合の地区、組合員の数その他の構成が、その地域の自然的、經濟的、社会的条件

に照らし、適正かつ能率的な事

業經營を行なうのに十分なものであると認められること。

第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項 第八項 第九項 第十項 第十一項 第十二項 第十三項 第十四項 第十五項 第十六項 第十七項 第十八項 第十九項 第二十項 第二十一項 第二十二項 第二十三項 第二十四項 第二十五項 第二十六項 第二十七項 第二十八項 第二十九項 第三十項 第三十一項 第三十二項 第三十三項 第三十四項 第三十五項 第三十六項 第三十七項 第三十八項 第三十九項 第四十項 第四十

同組合の事業經營の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定め、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

(合併經營計画の樹立)

第二条 農業協同組合(以下「組合」という。)は、合併により、合併後

の組合(合併後存続する組合又は合併によって設立する組合をい

う。以下同じ。)を適正かつ能率的な事業經營を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業經營に関する計画(以下「合併經營計画」という。)をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求める

ことができる。

第三条 第二条第一項の規定により、都道府県に対し、次に掲げる

経費につき、補助金を交付するこ

とができる。

一 合併經營計画に従い、その事

業經營を行なうものとする

組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、そ

の議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、そ

の議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、そ

の議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、そ

の議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、そ

の議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、そ

の議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

四 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力を強化するための方策

五 合併後の組合に係る合併の事業計画

第六条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところによ

り、都道府県に対し、次に掲げる

経費につき、補助金を交付するこ

とができる。

一 合併經營計画に従い、その事

業經營を行なうものとする

組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、そ

の議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、そ

に達成することができると認められることがあること。

(助成指置)

第七条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところによ

り、都道府県に対し、次に掲げる

経費につき、補助金を交付するこ

とができる。

一 合併經營計画に従い、その事

業經營を行なうものとする

組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、そ

の議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、そ

第二項第一号の規定による会員が二
人未満に改める。

第六十六条第一項中「組合員(准組
合員及び法人たる組合員を除く。)又
は会員たる組合」を「農業協同組合に
あつては第十二条第一項第一号の規
定による組合員、農業協同組合連合
会にあつては同条第二項第一号の規
定による会員たる組合」に改め、同
条第三項中「第一項」を「前項」に改
め、同条第二項を削り、同条に次の
一項を加える。

第一項の規定による理事の選任

については、第三十条第十項本文
の規定を準用する。

第七十三条を第七十二条の二と
し、同条の次に第一章を加える。

第二章の二 農業生産協同組
合

第七十二条の三 農業生産協同組合
(以下生産組合といふ。)は、組合
員の協同により農業の經營を行な
うことを目的とする。

第七十二条の四 生産組合は、その
名称中に農業生産協同組合という
文字を用いなければならない。
生産組合でない者は、その名称
とする。

第七十二条の五 生産組合は、法人
組織が当該生産組合の事業に從
事した程度に応じて当該生産組合
が配当した剰余金の金額に相当す
るものについては、当該生産組合
には、租税を課さない。

第七十二条の六 生産組合(法人税
法第九条第七項の規定の適用を受
けるものに限る。)の所得のうち、
組合員が当該生産組合の事業に從
事した程度に応じて当該生産組合
が配当した剰余金の金額に相当す
るものについては、当該生産組合
には、租税を課さない。

第七十二条の七 生産組合の住所

は、その主たる事務所の所在地に
あるものとする。

第七十二条の八 生産組合は、農業
の經營(これに附帯する事業を含
む。)を行なうものとする。
生産組合は、前項の事業とあわ
せて、林業の經營(これに附帯す
る事業を含む。)を行なうことがで
きる。

第七十二条の九 生産組合の組合員
たる資格を有する者は、農民で定
款で定めるものとする。

第七十二条の十 生産組合の組合員
のうち、その総数の二分の一を下
らない範囲内で省令で定める割合
以上のものは、当該生産組合の行
なう事業に従事するものとする。

第七十二条の十一 生産組合の組合
員は、出資一口以上を有しなけれ
ばならない。

第七十二条の十二 生産組合の定款
には、次の事項を記載しなければ
ならない。

第一項の出資には、第十三条第
三項及び第五項の規定を準用す
る。

第七十二条の十三 生産組合に、役
員として理事を置く。

生産組合は、定款で定めるところ
により、役員として監事を置く
ことができる。

第七十二条の十四 次の事項は、組
合の議決を経なければならぬ。

一定款の変更

二 每事業年度の事業計画の設定

及び変更

三 事業報告書、財産目録、貸借
対照表及び剰余金処分案又は損
失処理案

四 第七十二条の十五 次の事項は、生
産組合の総組合員の三分の二以上
の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 生産組合の解散及び合併

三 組合員の除名

四 第七十三条第二項において準用す
る民法第五十七条後段の規
定による特別代理人の選任

第一号及び第十二号に掲げる
事項

二 役員の定数、職務の分担及び
任免に関する規定

前項の定款には、第二十八条第
三項及び第四項の規定を準用する。

第七十二条の十五 生産組合に、役
員として監事を置く。

生産組合は、定款で定めるところ
により、役員として監事を置く
ことができる。

第七十二条の十六 生産組合は、損
失をうめ、第七十三条第二項にお
いて準用する第五十一条第一項の
準備金を控除した後でなければ、
剩余金の配当をしてはならない。

剩余金の配当は、定款で定める
ところにより、年八分以内におい
て政令で定める割合をとれない範
囲内で払込済みの出資の額に応じ
てし、なお剰余があるときは、組
合員が生産組合の事業に従事した
程度に応じてしなければならない
い。

第七十二条の十七 生産組合を設立
するには、五人以上の農民が発起
人となることを必要とする。

発起人は、共同して、定款を作
成し、役員を選任し、その他設立
に必要な行為をしなければならな
い。

第七十二条の十八 生産組合は、第
六十四条第一項の規定による場
合のほか、その組合員が五人未満
になり、そのなつた日から引き続
き六月間その組合員が五人以上に
ならなかつた場合においても、そ
の六月を経過した時に解散する。

第七十二条の十九 生産組合は、第
五十四条第一項中「第七条第二号及
び第三号ノ財産」とあるのは「現物
出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財
産」と、同法第十六条第一項中「前
二条」とあるのは「農業協同組合
法第七十三条第一項ニ於テ準用ス
ル有限会社法第十四条」と、同法
第五十四条第一項中「第四十九条
第一号及第二号ノ財産ノ資本増加
当時」とあるのは「農業生産協同
組合ノ成立後現物出資ヲ為ス者ノ
出資ノ目的タル財産ノ出資當時」と
「資本増加ノ決議ニ依リ」と

第七十二条の二十 生産組合は、損
失をうめ、第七十三条第二項にお
いて準用する第六十六条第一
項における設立委員の選任
について、第七十二条の十五の
規定を準用する。

第七十三条の十九 生産組合に、役
員として監事を置く。

生産組合は、合併したときは、
合併の日から二週間以内に、登記
簿の謄本(合併によつて設立した
生産組合にあつては、登記簿の謄
本及び定款)を添えて、その旨を
行政庁に届け出なければならない。

生産組合は、合併したときは、
合併の日から二週間以内に、登記
簿の謄本(合併によつて設立した
生産組合にあつては、登記簿の謄
本及び定款)を添えて、その旨を
行政庁に届け出なければならない。

第七十三条の二十 生産組合の組合員
は、第十四条、第十八条及び第二
十一条から第二十七条まで、民法
第六十五条第一項及び第二項並び
に有限会社法第十四条、第十六条
第一項及び第五十四条の規定を準
用する。この場合において、有限会
社法第十四条中「第七条第二号及
び第三号ノ財産」とあるのは「現物
出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財
産」と、同法第十六条第一項中「前
二条」とあるのは「農業協同組合
法第七十三条第一項ニ於テ準用ス
ル有限会社法第十四条」と、同法
第五十四条第一項中「第四十九条
第一号及第二号ノ財産ノ資本増加
当時」とあるのは「農業生産協同
組合ノ成立後現物出資ヲ為ス者ノ
出資ノ目的タル財産ノ出資當時」と
「資本増加ノ決議ニ依リ」と

行政庁に届け出なければならない
い。

第七十三条の二十一 生産組合に、役
員として監事を置く。

生産組合は、合併したときは、
合併の日から二週間以内に、登記
簿の謄本(合併によつて設立した
生産組合にあつては、登記簿の謄
本及び定款)を添えて、その旨を
行政庁に届け出なければならない。

生産組合は、合併したときは、
合併の日から二週間以内に、登記
簿の謄本(合併によつて設立した
生産組合にあつては、登記簿の謄
本及び定款)を添えて、その旨を
行政庁に届け出なければならない。

二の四 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

第三条第二項第三号中「前号に掲げる権利を取得しようとする者」を「第一号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）」とし、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができる」と認められる場合」に改め、同項第四号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができる」と認められる場合」に改め、同項第五号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができる」と認められる場合」に改め、同項第六号及び第七号中「一時貸し付けようとする場合」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができる」と認められる場合」に改め、同項第八号及び第九号中「一時貸し付けようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができる」と認められる場合」に改め、同項第十号中「第六号、第八号及び第九号」を「第六号、第八号及び第十号」に改め、第七号第一項第八号を「第七号第一項第八号を第十号」とし、第七号の次に次の二号を加える。

第六条第六項中「及び第六号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。

第七号第一項第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 農業生産法人の常時従事者の所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地で、その法人がその者から設定を受けた使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供するもの

九 信託事業を行なう農業協同組合が所有する小作地又は小作採草放牧地で信託事業に係る信託財産であるもの

3 第七条に次の三項を加える。

3 農業生産法人の常時従事者たる構成員以外の構成員又は農業生産法人の構成員以外の者で、従前その法人の常時従事者たる構成員であつたもの又はその法人の常時従事者たる構成員であった者的一般承継人であるものが所有する小作地又は小作採草放牧地で、その法人の常時従事者たる構成員であるものがその所有者（所有者がその法人の常時従事者たる構成員であつた者）からその者がその法人の常時従事者たる構成員でなくなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができる」と認められる場合」に改め、同項第五号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができる」と認められる場合」に改め、同項第六号及び第七号中「一時貸し付けようとする場合」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができる」と認められる場合」に改め、同項第八号及び第九号中「一時貸し付けようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができる」と認められる場合」に改め、同項第十号中「第六号、第八号及び第九号」を「第六号、第八号及び第十号」に改め、第七号第一項第八号を「第七号第一項第八号を第十号」とし、第七号の次に次の二号を加える。

4 第一項第八号及び前項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者で第二条第六項に掲げる事由により、一時、その住所がその所有する小作地又は小作採草放牧地のある市町村の区域内にないもの（前項の規定の適用については、その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内にあつたもの又はあるもの）とみなす。

5 第一項第八号及び前項の規定の適用については、その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内になかつたもの又はないものは、その住所がその市町村の区域内にあるもの（同項の規定の適用について、その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内にあつた者）からその者がその法人の常時従事者たる構成員であつたもの又はあるもの」とみなす。

号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。

第六条第一項「小作地又は小作採草放牧地を」「小作地又は小作採草放牧地につき」に、「相当するものを」「相当するもの」を「相当するもの」に改める。

第九条第一項中「小作地又は小作採草放牧地を」「小作地又は小作採草放牧地につき」に、「相当するものを」「相当するもの」を「相当するもの」に改める。

三 第一条第一項本文に掲げる権利を取扱った時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

2 第三条第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者が農業生産法人に貸し付けた場合において、その所有者が当該貸付けに係る法人の常時従事者たる構成員でなくなつたときは、国がその農地又は採草放牧地を買収する。

3 農業委員会は、前二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地の所を記載した書類を縦覧に供しなければならない。この場合には、第八条第二項の規定を準用する。

4 農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地につき前項の規定により公示をした場合において、その公示の日の翌日から起算して三箇月以内に省令で定めるところにより当該法人から第二条第七号各号に掲げる要件のすべてをみたすに至つた旨の届出があり、かつ、審査の結果その届出が眞実であると認められるときは、遅滞なく、その公示を取り消さなければならぬ。

5 農業委員会は、前項の規定による届出があり、審査の結果その届出が眞実であると認められないときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

2 第三条第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者が農業生産法人に貸し付けた場合において、その所有者が当該貸付けに係る法人の常時従事者たる構成員でなくなつたときは、国がその農地又は採草放牧地を買収する。

3 農業委員会は、前二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地の所を記載した書類を縦覧に供しなければならない。この場合には、第八条第二項の規定を準用する。

4 農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地につき前項の規定により公示をした場合において、その公示の日の翌日から起算して三箇月以内に省令で定めるところにより当該法人から第二条第七号各号に掲げる要件のすべてをみたすに至つた旨の届出があり、かつ、審査の結果その届出が眞実であると認められるときは、遅滞なく、その公示を取り消さなければならぬ。

5 農業委員会は、前項の規定による届出があり、審査の結果その届出が眞実であると認められないときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第四項の規定により公示されたときは、その公示に係る農地又は採草放牧地については、農地又は第一項の規定による買収をしない。

第三項の規定により公示された農地若しくは採草放牧地の所有者は又はこれらの土地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている者が、その公示に係る農地又は採草放牧地につき、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては第四項に規定する期間の満了の日（その日までに同項の規定による届出があり、これにつき第五項の規定による公示があつた場合のその公示に係る農地又は採草放牧地については、その公示の日）から起算して三箇月以内に、省令で定めるところにより、所有権の譲渡しをし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の解除をし、解約の中入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をしたときは、当該農地又は採草放牧地については、第一項又は第二項の規定による買収をしない。当該期間内に第三条第一項又は第二十条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対応する処分がないときは、その処分があるまでは、同様とする。

第十九条から第十四条までの規定による買取をする場合に準用する。

第十七条中「第十五条の二第八項」の下に「、第十五条の二第八項」を加える。

第二十条第一項ただし書中「行わられる場合及び解約の申入れ、合意による解約又は貸借の更新をしない旨の通知が信託事業に係る信託財産につき行きなわれる場合(その貸借者がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の山入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によって貸借の終了することのない旨の通知にあつてはその貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前年以内にない場合を除く。)」に改め、同条第二項第三号「生計」の下に「(法人にあつては、經營)」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 貸借人である農業生産法人が並びに貸借人である農業生産法人の構成員となつてゐる貸借人がその法人の構成員でなくなりかつてその貸借人又はその世帯員がその許可を受けた後に置いて耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力により効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができると認められる場合

第三十六条第一項中「若しくは第二項」と「第十五項」を「第十五項第一項」と「第十五項第二項」に改め、同項第一号中「自作農として農業に精進する見込があるもの」を「自作農として農業に精進する見込があるもの」を「若しくは第二項」に改め、同項第一号中「第三号中「見込がある者」を「見込み生産法人であるもの」に改め、同項第一号中「ある者又は農業生産法人」に改める。

第七十八条第一項中「第十五条第一項の下に」、「第十五条の二第一項若しくは第二項」を加える。

第八十条第二項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。

第八十五条第一項第二号中「第十五条第二項」の下に「第十五条の二第五条第二項」を加える。

第八十七条第一項中「若しくは第十五条」を「第十五条若しくは第十五条の二第五条」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）の一部を次のよう改正する。

第十八条第四項中「組合員」の下に「（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）」を加える。

第二十三条第三項中「（禁治產者、準禁治產者及び禁業以上の刑に処せられて執行中の者を除く。）」の下に「及び法人たる組合員」を加える。

第八十一条第二項中「及び第十五条を、第十五条及び第十五条の下に「法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。」を加える。

第一百十条第二項中「及び第十五条を、第十五条及び第十五条の下に「法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。」を二に改める。

三百四十九条第一項中「総代」の下に「(法人を除き、総代たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。)」を、「議員の下に「(法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。)」を加える。

三 耕業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

三 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいふ。)の組合員又は社員(その耕作に従事する日数が前号の省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めな者を除く。)

第十条第三項を次のように改める。

三 選挙人名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第八条第一項第一号の規定による選挙人については、その氏名、住所、生年月日及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項

二 第八条第一項第二号の規定による選挙人については、その氏名及び生年月日その他必要な事項

三 第八条第一項第三号の規定による選挙人については、その氏名、住所及び生年月日、その者が組合員又は社員となつてゐる同号に規定する法人の名称及び耕作の業務を當行する農地の面積その他必要な事項

4 土地改良法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第六十九号）の一部を次のようにより改定する。

附則第十五項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。

5 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第二号）の一部を次のようにより改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第七項に規定する農業生産法人たる果樹農業者（農林省令で定めるものを除く。）

第五章 農業経営の共同化及び近代化

第六章 農畜産物の価格の安定及び流通の合理化 (第十四条)

第七章 農業用資材等の確保 (第十五条)

第八章 農業災害対策 (第二十一条)

第九章 農民の権利の擁護と地位の向上 (第二十三条)

第十章 農村の生活文化の向上 (第二十四条)

第十一章 農業行政機構の整備改善 (第二十五条)

第十二章 農政審議会 (第二十六条)

附則 (第二十七条)

第一条 第三十二条

第二条 国は、前条の目的を実現する責任を負う。このため国は、農業に関する土地 (水を含む) 以下の

第三条 国は、前条第一項の農業政策を総合的に講じなければならぬ。

第四条 政府は、前条第一項の農業計画に基づき、毎年度、翌年度の農業年度計画を樹立し、財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 第二十七条の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第五条 政府は、前条第二項及び第三項の規定は、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第六条 国は、第四条第一項の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年度の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第七条 国は、農業に対する長期低利資金の確保を図るため、財政資金の供給を充てしめることにより農業基本計画を樹立するには、農政審議会の議決を経なければならない。

第八条 農業経営の共同化及び近代化

第九条 農地は、これを耕作する者に所有せしめることを原則とし、農地に関する権利は、自主的に共同的保有に移行させるように指導するものとする。

第十条 国は、わが國農業における過小農経営を克服するため、農業生産組合その他の農民の共同組織を育成しなければならない。

生産力の格差、農民と他産業従事者の所得と生活の不均衡は、次第に拡大してきた。

従つて、このまま、農業を弱肉強食の自由経済に組み入れ、国際競争にさらしたならば、零細農の軒落はもとより、比較的大きな農家の自立をも困難にし、農業の発展を阻害することは、必至である。

われわれは、農業がわが国の経済社会の中にもつ重要な地位と以上に述べた歴史的事実にかんがみ、農業発展の支障となる自然的・社会経済的原因を除去し、農民の所得と生活を豊かにし、都市と農村の文化的格差を解消することは、国の政治の最も重大な責務であると確信する。

この見地から、国は、その責任において、積極かつ計画的に、農用地の大規模な拡張、土地条件の整備及び共同化による経営の拡大と近代化を促進し、農畜産物の価格安定及び農業用資材の流通価格面の適切な施策等を強化して農業生産の発展を図り、もつて農民の地位と生活を向上させる必要がある。

ここに農業に関する新たな政策の目標と原則を明らかにするため、この法律を制定する。

第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、わが國農業の構造改革を通じ、その生産力を飛躍的に拡充して農畜産物の自給度を高め国民経済の発展に寄与せしめるとともに、農民の所得及び生産水準が他産業に從事する者のそれと同一水準になるように高めあ

わせて農村と都市との生活文化水準の格差を解消することを企図し、そのための基本原則を定めるものとする。

第二条 国は、前条の目的を実現する責任を負う。このため国は、農業に関する土地 (水を含む) 以下の

第三条 国は、前条第一項の農業政策を総合的に講じなければならぬ。

第四条 政府は、前条第一項の農業計画に基づき、毎年度、翌年度の農業年度計画を樹立し、財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 第二十七条の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第五条 政府は、前条第二項及び第三項の規定は、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第六条 国は、前条第一項の農業計画に基づき、毎年度、翌年度の農業年度計画を樹立し、財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 第二十七条の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第七条 国は、前条第一項の農業計画に基づき、毎年度、翌年度の農業年度計画を樹立し、財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 第二十七条の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第八条 国は、前条第一項の農業計画に基づき、毎年度、翌年度の農業年度計画を樹立し、財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 第二十七条の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第九条 国は、前条第一項の農業計画に基づき、毎年度、翌年度の農業年度計画を樹立し、財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 第二十七条の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第十条 国は、前条第一項の農業計画に基づき、毎年度、翌年度の農業年度計画を樹立し、財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 第二十七条の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第十一章 農業基本計画 (農業基本計画)

第三条 政府は、この法律の目的を実現するため、長期の農業基本計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第四条 政府は、前条第一項の規定は、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第六条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第七条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第八条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第九条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第十条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第十一章 農業基本計画 (農業基本計画)

第三条 政府は、この法律の目的を実現するため、長期の農業基本計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第四条 政府は、前条第一項の規定は、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第六条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第七条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第八条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第九条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第十条 政府は、前条第一項の規定による農業基本計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第四章 土地利用の高度化

第五条 國土は國民に与えられた天の資源として何人もこれを公共に提出してその承認を受けなければならない。この場合には、前項の規定を準用する。

第六条 國は、前条第一項の農業基本計画を変更し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第七条 國は、前条第一項の農業基本計画を変更し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第八条 國は、前条第一項の農業基本計画を変更し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第九条 國は、前条第一項の農業基本計画を変更し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第十条 國は、前条第一項の農業基本計画を変更し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

第十一章 農業経営の共同化及び近代化

第十二章 農業経営の共同化及び近代化

第十三章 農業経営の共同化及び近代化

第十四章 農業経営の共同化及び近代化

第十五章 農業経営の共同化及び近代化

第十六章 農業経営の共同化及び近代化

第十七章 農業経営の共同化及び近代化

第十八章 農業経営の共同化及び近代化

第十九章 農業経営の共同化及び近代化

第二十章 農業経営の共同化及び近代化

第二十一章 農業経営の共同化及び近代化

第二十二章 農業経営の共同化及び近代化

第二十三章 農業経営の共同化及び近代化

第二十四章 農業経営の共同化及び近代化

第二十五章 農業経営の共同化及び近代化

第二十六章 農業経営の共同化及び近代化

第八章 農業経営の共同化及び近代化

第九章 農業経営の共同化及び近代化

第十章 農業経営の共同化及び近代化

第十一章 農業経営の共同化及び近代化

第十二章 農業経営の共同化及び近代化

第十三章 農業経営の共同化及び近代化

第十四章 農業経営の共同化及び近代化

第十五章 農業経営の共同化及び近代化

第十六章 農業経営の共同化及び近代化

第十七章 農業経営の共同化及び近代化

第十八章 農業経営の共同化及び近代化

第十九章 農業経営の共同化及び近代化

第二十章 農業経営の共同化及び近代化

第二十一章 農業経営の共同化及び近代化

第二十二章 農業経営の共同化及び近代化

第二十三章 農業経営の共同化及び近代化

第二十四章 農業経営の共同化及び近代化

第二十五章 農業経営の共同化及び近代化

第二十六章 農業経営の共同化及び近代化

第二十七章 農業経営の共同化及び近代化

第二十八章 農業経営の共同化及び近代化

第二十九章 農業経営の共同化及び近代化

第三十章 農業経営の共同化及び近代化

第三十一章 農業経営の共同化及び近代化

第三十二章 農業経営の共同化及び近代化

第三十三章 農業経営の共同化及び近代化

第三十四章 農業経営の共同化及び近代化

第三十五章 農業経営の共同化及び近代化

第三十六章 農業経営の共同化及び近代化

第三十七章 農業経営の共同化及び近代化

第三十八章 農業経営の共同化及び近代化

第三十九章 農業経営の共同化及び近代化

第四十章 農業経営の共同化及び近代化

第四十一章 農業経営の共同化及び近代化

第四十二章 農業経営の共同化及び近代化

第四十三章 農業経営の共同化及び近代化

第四十四章 農業経営の共同化及び近代化

第四十五章 農業経営の共同化及び近代化

第四十六章 農業経営の共同化及び近代化

第四十七章 農業経営の共同化及び近代化

第四十八章 農業経営の共同化及び近代化

第四十九章 農業経営の共同化及び近代化

第五十章 農業経営の共同化及び近代化

第五十一章 農業経営の共同化及び近代化

第五十二章 農業経営の共同化及び近代化

第五十三章 農業経営の共同化及び近代化

第五十四章 農業経営の共同化及び近代化

第五十五章 農業経営の共同化及び近代化

第五十六章 農業経営の共同化及び近代化

第五十七章 農業経営の共同化及び近代化

第五十八章 農業経営の共同化及び近代化

第五十九章 農業経営の共同化及び近代化

第六十章 農業経営の共同化及び近代化

第六十一章 農業経営の共同化及び近代化

第六十二章 農業経営の共同化及び近代化

第六十三章 農業経営の共同化及び近代化

第六十四章 農業経営の共同化及び近代化

第六十五章 農業経営の共同化及び近代化

第六十六章 農業経営の共同化及び近代化

第六十七章 農業経営の共同化及び近代化

第六十八章 農業経営の共同化及び近代化

第六十九章 農業経営の共同化及び近代化

第七十章 農業経営の共同化及び近代化

第七十一章 農業経営の共同化及び近代化

第七十二章 農業経営の共同化及び近代化

第七十三章 農業経営の共同化及び近代化

第七十四章 農業経営の共同化及び近代化

第七十五章 農業経営の共同化及び近代化

第七十六章 農業経営の共同化及び近代化

第七十七章 農業経営の共同化及び近代化

第七十八章 農業経営の共同化及び近代化

第七十九章 農業経営の共同化及び近代化

第八十章 農業経営の共同化及び近代化

第八十一章 農業経営の共同化及び近代化

第八十二章 農業経営の共同化及び近代化

第八十三章 農業経営の共同化及び近代化

第八十四章 農業経営の共同化及び近代化

第八十五章 農業経営の共同化及び近代化

第八十六章 農業経営の共同化及び近代化

第八十七章 農業経営の共同化及び近代化

第八十八章 農業経営の共同化及び近代化

第八十九章 農業経営の共同化及び近代化

第九十章 農業経営の共同化及び近代化

第九十一章 農業経営の共同化及び近代化

第九十二章 農業経営の共同化及び近代化

第九十三章 農業経営の共同化及び近代化

第九十四章 農業経営の共同化及び近代化

第九十五章 農業経営の共同化及び近代化

第九十六章 農業経営の共同化及び近代化

第九十七章 農業経営の共同化及び近代化

第九十八章 農業経営の共同化及び近代化

第九十九章 農業経営の共同化及び近代化

第一百章 農業経営の共同化及び近代化

第一百一章 農業経営の共同化及び近代化

第一百二章 農業経営の共同化及び近代化

第一百三章 農業経営の共同化及び近代化

第一百四章 農業経営の共同化及び近代化

第一百五章 農業経営の共同化及び近代化

第一百六章 農業経営の共同化及び近代化

第一百七章 農業経営の共同化及び近代化

第一百八章 農業経営の共同化及び近代化

第一百九章 農業経営の共同化及び近代化

第一百十章 農業経営の共同化及び近代化

第一百十一章 農業経営の共同化及び近代化

第一百十二章 農業経営の共同化及び近代化

第一百十三章 農業経営の共同化及び近代化

第一百十四章 農業経営の共同化及び近代化

第一百十五章 農業経営の共同化及び近代化

第一百十六章 農業経営の共同化及び近代化

第一百十七章 農業経営の共同化及び近代化

第一百十八章 農業経営の共同化及び近代化

第一百十九章 農業経営の共同化及び近代化

第一百二十章 農業経営の共同化及び近代化

第一百二十一章 農業経営の共同化及び近代化

第一百二十二章 農業経営の共同化及び近代化

第一百二十三章 農業経営の共同化及び近代化

第一百二十四章 農業経営の共同化及び近代化

第一百二十五章 農業経営の共同化及び近代化

第一百二十六章 農業経営の共同化及び近代化

第一百二十七章 農業経営の共同化及び近代化

総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の二号を加える。

十九 農政審議会に関する事務（庶務を除く。）を行なうこと。

第十五条第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

農業基本法（昭和三十六年法律第二百五十三号）の規定によりそれがた事項を行なうこと。

農林省設置法（昭和二十四年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の二の次に次の二号を加える。

十五の三 農業基本法（昭和三十六年法律第二百五十三号）第三条

の規定による農業基本計画及び同法第四条の規定による農業年度計画を樹立し、同法第五条の規定による報告書を作成し、その他同法の施行に関する事務を管理すること。

昭和三十六年三月七日印刷

昭和三十六年三月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局